



AIG損害

タイアップ用
ベーシック傷害保険の約款

普通保険約款・特約

2023.6版 (2023年6月2日以降保険始期契約用)

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。保険約款をお届けします。
ご不明な点は、下記までご確認ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは…

0120-016-693

平日・土・日・祝日 9時～17時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は…

0120-01-9016

24時間365日

ご不満・ご意見のお申出は…

0120-246-145

9時～17時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602

東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL: 03-6848-8500

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

◆ 目 次 ◆

普通保険約款・特約

ベーシック傷害保険普通保険約款 2

お客様のご契約には、ご契約の保険証券の特約欄等に表示された特約がセットされています。

特約名称	掲載頁
傷害死亡保険金支払特約	7
傷害後遺障害保険金支払特約	9
傷害入院保険金支払特約	14
傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）	16
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）	20
傷害通院保険金支払特約	22
傷害医療費用補償特約	25
傷害休業保険金支払特約	28
疾病入院療養一時金支払特約	30
疾病入院医療費用補償特約	33
事業継続・事業承継相談費用補償特約	38
会社役員賠償責任補償特約	44
事業主費用補償特約（事業承継相談費用用）	48
地震・噴火・津波危険補償特約	52
熱中症危険に関する特約	52
細菌性食中毒等に関する特約	53
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約	53
新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）	58
傷害入院保険金および傷害手術保険金支払対象期間延長特約（730日用）	58
他の保険契約からの継続に関する特約	58
集団扱特約（生命保険セット用）	59
集団扱における保険責任の始期に関する特約（生命保険セット用）	61
集団扱における追加保険料の払込みに関する特約（生命保険セット用）	62
集団扱における初回保険料の払込みに関する特約（生命保険セット用）	62
保険契約の自動継続に関する特約（集団扱契約（生命保険セット用））	63
法人等契約の保険金受取人指定に関する特約	64
訴訟の提起に関する特約	64
書面省略特約（生命保険セット用）	64

以下の条件をすべて満たす場合、グループ傷害保険を保険証券記載の他の保険契約として、「他の保険契約からの継続に関する特約」が自動的にセットされます。

●この保険契約が、過去にグループ傷害保険から切り替えられた継続契約（※）の場合

●この保険契約に下記の特約のいずれかがセットされている場合（2以上の特約がセットされている場合を含む。）

- ・傷害休業保険金支払特約
- ・疾病入院療養一時金支払特約
- ・疾病入院医療費用補償特約

（※）切り替え前のグループ傷害保険契約からこの保険契約までの各保険契約間において、保険期間の終了日（または解約日）が次の保険契約の保険期間の開始日と同じ場合をいいます。

ベーシック傷害保険普通保険約款

第1章 基本条項

<用語の定義>

(1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。

用語	定義
か	解除 当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	解約 保険契約者または被保険者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き	既経過期間 この保険契約の保険期間の初日から、保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除もしくは解約された日、または保険契約が失效した日までの期間をいいます。
	危険 損害等の発生の可能性をいいます。
こ	告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	失效 この保険契約の全部または一部の効力を、この保険契約に適用される普通保険約款等に定める時以降失うことをいいます。
	親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ	損害等 普通保険約款等の規定により、当会社が保険金を支払うべき傷害、疾病、損害、損失または費用等をいいます。
た	他の保険契約等 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	中途更改 この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
は	配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係（注）と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。 ただし、婚姻の届出をしている者がいる場合は、婚姻の届出をしている者とします。 （注）社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。
ひ	被保険者 保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険期間 保険証券記載の保険期間をいいます。
ほ	保険金 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
ほ	保険事故 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。

み	未経過期間	この保険契約の条件を変更した日または保険契約が解除もしくは解約された日から、この保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
む	無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日にさかのばって失うことをいいます。

(2) この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）	
さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）
へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午後4時（注）に始まります。 （注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第2条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
③	保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかるわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した損害等については適用しません。

第3条（保険契約者の住所変更）

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第4条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第5条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第6条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第7条 (保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第8条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故(注1)の生じた後になされた場合であっても、第10条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注2) (2)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第9条 (被保険者による保険契約の解約請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解約することを求めることができます。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解約しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条 (保険契約解除・解約の効力)

保険契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第11条 (保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合)

(1) 当会社は、第2条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超える場合は、1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

区分	返還または追加保険料の算式	区分	返還保険料の算式
① 第2条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	<p>次の算式により算出した額を返還または請求します。</p> $\text{返還または追加保険料の額} = \boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}}$	① 第4条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合または第6条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合	保険料は返還しません。
② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	<p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{追加保険料の額} = \left(\boxed{\text{変更後の保険料}} - \boxed{\text{変更前の保険料}} \right) \times \frac{\text{未経過期間における月数(注)}}{12}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{返還保険料の額} = \left(\boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$ <p>(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。</p>	② 保険契約が失効となる場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{返還保険料の額} = \boxed{\text{保険料}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数(注)}}}{12} \right)$ <p>(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。</p>
(2) 当会社は、保険契約者が(1)①の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。	(3) ①の規定による追加保険料を請求する場合において、②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。 (4) ①②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款等に従い、保険金を支払います。	第13条(保険料の返還・解除または解約の場合) 保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。	区分
第12条(保険料の返還・無効・失効または取消しの場合) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。	次の算式により算出した額を返還します。		
	$\text{返還保険料の額} = \boxed{\text{保険料}} \times \frac{\boxed{\text{未経過期間における日数}}}{365}$	① 第2条(告知義務)(2)、第8条(重大事由による解除)(1)または第11条(保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	区分
		② 第8条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社が保険契約(注1)を解除した場合	返還保険料の算式
		③ 第7条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{返還保険料の額} = \boxed{\text{保険料}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数(注)}}}{12} \right)$ <p>(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。</p>

④ 第9条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注1）を解約した場合

⑤ 第9条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注1）を解約した場合（注2）

（注1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注2）返還保険料は保険契約者に返還します。

第14条（事故発生時の義務等）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知った場合は、この保険契約に付帯された特約において規定する事故発生時の義務等を履行しなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の義務等に違反した場合、またはその義務等における通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
(注1) <用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
(注2) <用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険事故の内容または損害等の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を

求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の程度、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(注) ⑤の被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日 数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨

げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

（4）（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条（時効）

保険金請求権は、第15条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、その保険金を規定する特約に別の定めがない限り、被保険者またはその法定相続人がその損害等について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第19条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務が移転するものとします。

第20条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する義務を負うものとします。

第21条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第22条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第23条（準拠法）

この普通保険約款等に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

特 約

傷害死亡保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーター・ボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ほ 保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

と 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金額の全額（注）を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合において、既に支払った傷害後遺障害保険金があるときは、保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

(2) 第11条（死亡保険金受取人の変更）(1) または(2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上あるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第11条（死亡保険金受取人の変更）(8) の死亡保険金受取人が2名

以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第2条（保険金を支払わない場合ーその1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者の入浴中の溺水（注）に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害死亡保険金を支払います。（注）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金を支払います。

イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が傷害によって死亡したものと推定します。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（保険契約の無効）

保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったときには、保険契約は無効とします。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第7条（保険料の返還－無効の場合）

前条の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料の全額を返還します。

第8条（事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第10条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第8条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金の支払いあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死

亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができます。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。

(7) (2) および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次法定相続人とします。

第12条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第2条（保険金を支払わない場合－その1）(3)の危険な職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) 動物園の飼育係を含みます。

(注2) レフリーを含みます。

別表2 第3条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注)

2) 操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類	
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める傷害状況報告書	
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	
5. 死亡診断書または死体検査書	
6. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	
7. 被保険者の戸籍謄本	
8. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	
9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合）	
10. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 傷害死亡保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害後遺障害保険金支払特約

別表1 後遺障害等級表の適用にあたっては、保険証券に傷害後遺障害保険金支払特約Aと記載のある場合は保険金支払割合の（A）を、傷害後遺障害保険金支払特約Bと記載のある場合は保険金支払割合の（B）を、それぞれご覧ください。

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来において回

し	自動車等	復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	傷害	急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ほ	保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
	保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）
と 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害後遺障害保険金の額} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、保険事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一保険事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

適用する割合	別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	--	------------------------------------

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害後遺障害保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科の手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認め

られる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害後遺障害保険金を支払います。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第6条（事故発生時の義務等）

（1）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合は遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当

会社に書面により通知しなければなりません。

第7条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これ行使することができるものとします。
 - ① 被保険者に後遺障害が生じた時
 - ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第8条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第6条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第9条 (傷害後遺障害保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等 級	後遺障害	保険金 支払割合	
第1級	(1) 両眼が失明したもの	(A) 100%	(B) 100%
	(2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの		
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの		
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの		
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの		
	(6) 両上肢の用を全廃したもの		
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの		
	(8) 両下肢の用を全廃したもの		
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの	(A) 100%	(B) 100%
	(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの		
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの		
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの		
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの		
	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		
	(7) 両上肢の用を全廃したもの		
	(8) 両下肢の用を全廃したもの		

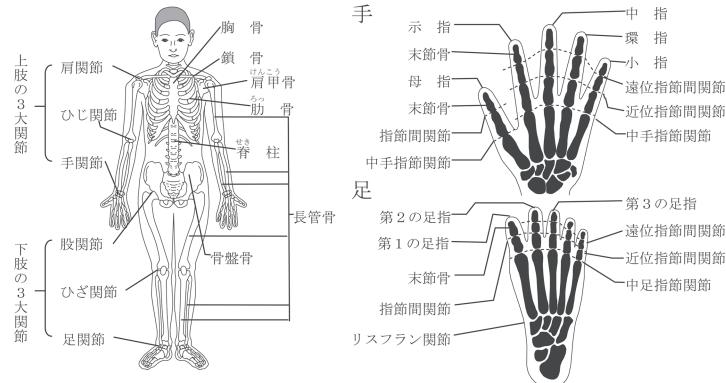
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	(A) 100%	(B) 100%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	(A) 69%	(B) 34.5%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	(A) 59%	(B) 29.5%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著し	(A) 50%	(B) 25%

	<p>い障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大聲を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>				<p>母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>		
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	(A) 42%	(B) 21%		<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大聲を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したものの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	(A) 26%	(B) 13%
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または</p>	(A) 34%	(B) 17%		<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p>	(A) 20%	(B) 10%

	(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの			(9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの		
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	(A) 15%	(B) 7.5%	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	(A) 7%	(B) 3.5%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの	(A) 10%	(B) 5%	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	(A) 4%	(B) 2%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第2条（保険金を支払わない場合－その1）（3）の危険な職業
オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
(注1) 動物園の飼育係を含みます。
(注2) レフリーを含みます。

別表3 第3条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等
山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(注3) 職務として操縦する場合を除きます。
(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表4 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 被保険者の印鑑証明書
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合）
8. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付す

る書面等において定めたもの

注 傷害後遺障害保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害入院保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害入院保険金日額	保険証券記載の傷害入院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）
そ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）
と 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険

金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害入院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数 (注)}}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては傷害入院保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払わない場合ーその1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の傷害入院保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科の手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害入院保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害入院保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害入院保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害入院保険金を支払いません。けい

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害入院保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害入院保険金を支払います。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間についてでは、傷害入院保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害入院保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（他の身体の障害または疾病的影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害入院保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第5条（事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害入院保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合は遭難した場合は、保険契約者または傷害入院保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第7条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第5条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害入院保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害入院保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第8条 (傷害入院保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害入院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第2条 (保険金を支払わない場合ーその1) (3) の危険な職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
 (注1) 動物園の飼育係を含みます。
 (注2) レフリーを含みます。

別表2 第3条 (保険金を支払わない場合ーその2) ①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
 (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類	
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める傷害状況報告書	
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	
5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類	
7. 被保険者の印鑑証明書	

8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害入院保険金の請求を第三者に委任する場合）
 9. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 傷害入院保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害入院保険金	この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特約の規定による傷害入院保険金をいいます。
傷害入院保険金日額	この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特約の規定による傷害入院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

と 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が保険事故によって傷害を被り、傷害入院保険金が支払われる場合に、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表1に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1保険事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた別表1に掲げる倍率(注)}$$

(注) 1保険事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第2条（保険金を支払わない場合ーその1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の傷害手術保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科の手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害手術保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害手術保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）傷害手術保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害手術保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害手術保険金を支払います。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 水中に没し、水を吸ったことによる窒息をいいます。

(3) 当会社は、被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害手術保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害手術保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（他の身体の障害または疾病的影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害手術保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条（事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害手術保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合は遭難した場合は、保険契約者または傷害手術保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第7条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第5条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害手術保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害手術保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第8条 (傷害手術保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害手術保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第1条 (保険金を支払う場合) の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切斷術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
(2) 痣痕拘縮形成術、顔面神經麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、靭帶観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。） (2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢骨観血手術 (2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	10 20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの） (2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20 20
6. 指移植の手術 (1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10

8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） (1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） (1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。） (2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	20 40
10. 脊髓、神経の手術 (1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術） (2) 脊髓硬膜内外観血手術	20 40
11. 淋嚢、涙管の手術 (1) 淋嚢摘出術 (2) 淋嚢鼻腔吻合術 (3) 淋小管形成術	10 10 10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） (1) 眼瞼下垂症手術 (2) 結膜囊形成術 (3) 眼窩プローアウト（吹抜け）骨折手術 (4) 眼窩骨折観血手術 (5) 眼窓内異物除去術	10 10 20 20 10
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術 (2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (3) 眼球摘出術 (4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術 (5) 眼筋移植術	20 10 40 40 20
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術 (2) 強角膜瘻孔閉鎖術 (3) 強膜移植術	20 10 20
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血的前房・虹彩異物除去術 (2) 虹彩瘻着剥離術、瞳孔形成術 (3) 虹彩離断術 (4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する。）	10 10 10 20
16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術） (2) 網膜光凝固術 (3) 網膜冷凍凝固術	20 20 20

17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術 (茎微鏡下によるものを含む。)	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術 (抜釘術を除く。)	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術 (開胸術によるもの)	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術 (抜釘術を除く。)	
(1) 顎骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。)	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術 (胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。)、食道手術 (開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。)、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ (持続的なドレナージをいう。)	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術 (血液透析用シャント形成術を除く。)	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸または開腹術を伴うもの)	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの (腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。)	40
(2) 腹腔ドレナージ (持続的なドレナージをいう。)	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。)	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術 (いずれも経尿道的操作は除く。)	20

(3) 尿瘻観血手術 (経尿道的操作は除く。)	20
(4) 陰茎切斷術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術 (人工妊娠中絶術および経腔操作を除く。)	20
(7) 膜腸瘻閉鎖術	20
(8) 造脣術	20
(9) 脣壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術 (胸壁膿瘍切開術を除く。)	40
(3) 上記以外の開腹術 (腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。)	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術 (検査および処置は除く。)	10

別表2 第2条 (保険金を支払わない場合ーその1) (3) の危険な職業
オートテスター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者 (注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
(注1) 動物園の飼育係を含みます。
(注2) レフリーを含みます。

別表3 第3条 (保険金を支払わない場合ーその2) ①の運動等
山岳登山 (注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注2) 操縦 (注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(注3) 職務として操縦する場合を除きます。
(注4) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除きます。

別表4 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券

3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害手術保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 傷害手術保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
い 医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ 公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し 歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理

- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- オ. 抜歯手術

② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）

(注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

傷害	急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害入院保険金日額	この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特約の規定による傷害入院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）	
け 健康保険法（大正11年法律第70号）	
こ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）	
こ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	
こ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）	
し 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）	

せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が保険事故によって傷害を被り、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1保険事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

- ① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 10$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 5$$

（注1）1保険事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合ーその1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の傷害手術保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害手術保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害手術保険金を支払います。

- ⑧ 被保険者に対する刑の執行

- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （注2）傷害手術保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他観所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害手術保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害手術保険金を支払います。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- （3）当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害手術保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害手術保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害手術保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第5条（事故発生時の義務等）

（1）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害手術保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合は、保険契約者または傷害手術保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第6条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被った傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第7条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第5条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害手術保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害手術保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めるすることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第8条（傷害手術保険金の受取人の変更）

保険契約者は、傷害手術保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第2条（保険金を支払わない場合ーその1）（3）の危険な職業

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）動物園の飼育係を含みます。

（注2）レフリーを含みます。

別表2 第3条（保険金を支払わない場合ーその2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書

6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害手術保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 傷害手術保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害通院保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 （注）クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害通院保険金日額	保険証券記載の傷害通院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーター・ボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
つ 通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

と 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害通院保険金の額} = \boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数 (注)}}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った別表1に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

(3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特約の規定による傷害入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては傷害通院保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払わない場合ーその1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の傷害通院保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薺、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科の手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害通院保険金を支払るべき傷害の治療によるものである場合には、傷害通院保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害通院保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害通院保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害通院保険金を支払います。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(3) 当会社は、被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害通院保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害通院保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（他の身体の障害または疾病的影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害通院保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条（事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害通院保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めるときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害通院保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時
- ② 傷害通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
- ③ 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第7条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第5条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害通院保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害通院保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第8条（傷害通院保険金の受取人の変更）

保険契約者は、傷害通院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

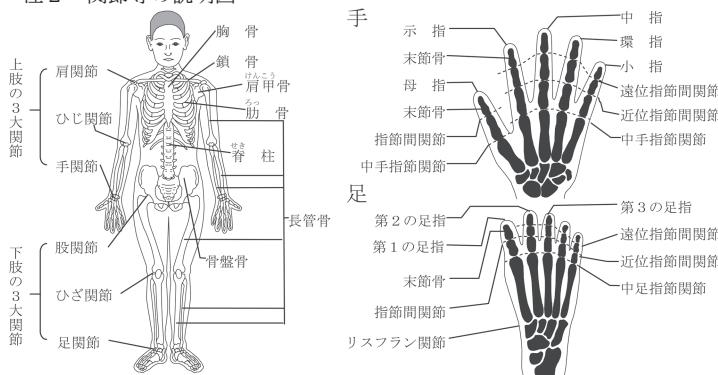
別表1 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

注1 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については注2の関節等の説明図によります。

注2 関節等の説明図



別表2 第2条（保険金を支払わない場合－その1）(3)の危険な職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）動物園の飼育係を含みます。

（注2）レフリーを含みます。

別表3 第3条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表4 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害通院保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支

払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 傷害通院保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害医療費用補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
一部負担金	法令等の定める治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。
き 競技等	競技、競争、興行(注1) または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ 公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
さ 差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
し 自動車等	自動車(注) または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーター舟艇(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

ち 治療	医師(注) が必要であると認め、医師(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
て 転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
ひ 病院等	病院または診療所をいいます。
ほ 保険金額	保険証券記載の傷害医療費用保険金額をいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
ろ 労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく労働者災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法 ② 国家公務員災害補償法 ③ 裁判官の災害補償に関する法律 ④ 地方公務員災害補償法 ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)	
け 健康保険法(大正11年法律第70号)	
こ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)	
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)	
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)	
国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)	
さ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)	
し 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)	
せ 船員保険法(昭和14年法律第73号)	
ち 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)	
ち 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)	
と 道路交通法(昭和35年法律第105号)	
ろ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)	

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、治療を受けた場合は、被保険者が次に掲げる費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害医療費用保険金を被保険者に支払います。ただし、保険事故の発生の日から365日を経過した後の費用に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用(注)
- ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費
- ③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医

療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用
(注) 公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。

(2) (1) ①から③までの費用に対して、次のいずれかの給付等がある場合は、その額を、被保険者が負担した(1)の費用の額から差し引くものとします。

① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付(注1)

② 被保険者が負担した(1)の費用について第三者より支払われた損害賠償金

③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(注2)

(注1) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(注3)を含みます。

(注2) 他の保険契約等により支払われた傷害医療費用保険金に相当する保険金または共済金を除きます。

(注3) いわゆる「附加給付」をいいます。

第2条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の傷害医療費用保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科の手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害医療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害医療費用保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害医療費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められ

る状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害医療費用保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害医療費用保険金を支払います。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害医療費用保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様様により自動車等を使用している間については、傷害医療費用保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様様により自動車等を使用している間

第4条 (傷害医療費用保険金の支払額)

(1) 当会社が支払う傷害医療費用保険金の額は、第1条(保険金を支払う場合)に掲げる費用の総額から、1回の保険事故につき免責金額を差し引いた額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う傷害医療費用保険金の額は、1回の保険事故につき、保険金額をもって限度とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、被保険者の負担した費用の額(注)を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害医療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 被保険者の負担した費用の額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 当会社が傷害医療費用保険金を支払うべき第1条(保険金を支払う場合)の費用の額のうち、被保険者が実際に負担した費用の額をいいます。

(2) (1)の被保険者が負担した費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額

を差し引いた額とします。

第6条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害医療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条 (事故発生時の義務等)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第8条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第9条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第7条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害医療費用保険金の支払いにあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
(2) (1)の規定による診断または死体の検査(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注2) 収入の喪失を含みません。

第10条 (代位)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して傷害医療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
① 当会社が費用の額の全額を傷害医療費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、傷害医療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3) 保険契約者、被保険者および傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費

用は、当会社の負担とします。

第11条 (普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係)

当会社は、1回の保険事故であると否を問わず、この保険契約に付帯される他の特約(注)により支払われる保険金とこの特約の傷害医療費用保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
(注) 被保険者の被った傷害に対して一定額の保険金を支払う特約に限ります。

第12条 (普通保険約款との関係)

この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第18条(代位)の規定は適用しません。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第2条(保険金を支払わない場合ーその1)(3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
(注1) 動物園の飼育係を含みます。
(注2) レフリーを含みます。

別表2 第3条(保険金を支払わない場合ーその2)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(注3) 職務として操縦する場合を除きます。
(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 費用を支払ったことを示す領収書
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 診療明細書
9. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害医療費用保険金の請求を第三者に委任する場合)
11. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 傷害休業費用保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害休業保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け 繼続契約	傷害休業保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする傷害休業保険金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その傷害休業保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 （注）クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
就業不能	被保険者が傷害を被った時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはみなしません。 ① 被保険者が傷害を被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ② 被保険者がその教育、訓練または経験により習得した能力に相応する①と異なる業務または職務に従事した場合 ③ 被保険者の就業不能の原因となった傷害がなおったと被保険者以外の医師の診断に基づき認められた日以降 ④ 被保険者が死亡した日以後
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害休業保険金支払特約付保険契約	この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
傷害休業保険金日額	保険証券記載の傷害休業保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモビルその他これらに類するものをいいます。

初年度契約	(注) 水上オートバイを含みます。 継続契約以外の傷害休業保険金支払特約付保険契約をいいます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
て てん補期間	当会社が傷害休業保険金を支払う限度日数で、免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
ほ 保険金	傷害休業保険金をいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。
め 免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては傷害休業保険金を支払いません。ただし、免責期間には「就業不能」の定義規定中の①および②の日数を算入しません。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令	（公布年／法令番号）
と 道路交通法（昭和35年法律第105号）	

第1条（傷害休業保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、被保険者に傷害休業保険金を支払います。

(2) 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、傷害休業保険金を支払いません。

① 保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った傷害による就業不能

② 保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

③ 被保険者が、傷害休業保険金支払特約付保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料を領収した時までの期間中に傷害を被った場合において、その傷害によってその保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第2条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能となった場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかるらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった傷害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかるらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった傷害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ヴ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 （注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 （注5）使用済燃料を含みます。
 （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 ② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。
 （注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。
 （注2）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- （3）当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 第4条（保険金を支払わない場合—その2）**
 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間にについては、保険金を支払います。
 ヴ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（傷害休業保険金の支払額）

- （1）当会社は、免責期間を超えた就業不能期間に対して、被保険者に傷害休業保険金を支払います。
 （2）（1）の傷害休業保険金の額は、就業不能期間1日に対して傷害休業保険金日額とします。
 （3）（1）および（2）の規定にかかわらず、就業不能期間はてん補期間中に限ります。

第6条（就業不能の重複）

被保険者が傷害休業保険金の支払を受けられる期間中さらに傷害休業保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては傷害休業保険金を支払いません。この場合において、後の傷害についてはその保険事故の発生の日に就業不能となったものとみなし、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。

第7条（他の身体の障害または疾病的影響）

- （1）被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第8条（就業不能の再発）

- （1）免責期間を超える就業不能が終了した後、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合は、当会社は再発した就業不能に対しても傷害休業保険金を支払います。ただし、再発した就業不能に対しては、新たに免責期間およびてん補期間を適用しません。
 （2）（1）の規定にかかわらず、免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合は、当会社は再発した就業不能に対しては傷害休業保険金を支払いません。

第9条（事故発生時の義務等）

就業不能期間が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に、傷害の内容ならびに就業不能の状況および程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第10条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が就業不能となった時から発生し、これを行使することができるものとします。
 （2）この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第11条（傷害休業保険金の内払）

就業不能が1か月以上継続した場合には、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申し出に基づいて、傷害休業保険金を内払することができます。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）当会社は、第9条（事故発生時の義務等）または普通保険約款第1章

基本条項第15条（保険金の請求）および第11条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受けるべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第13条（保険金の受取人の変更）

保険契約者は、保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合ーその1）(3)の危険な職業

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) 動物園の飼育係を含みます。

(注2) レフリーを含みます。

別表2 第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 就業不能を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
7. 所得を証明する書類
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付

する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病入院療養一時金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け 繙続契約	疾病入院療養一時金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。 (注) その疾病入院療養一時金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日（注1）における被保険者の年齢（注2）をいいます。 (注1) この特約がこの保険契約の保険期間の中途中で付帯された場合は、その付帯日とします。 (注2) 満年齢とします。
こ 公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
し 疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病入院療養一時金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病を被った時	診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常にについては、診断により初めて発見された時をいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
初年度契約	継続契約以外の疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。
診断	医師（注）による診断をいいます。

	(注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
	入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日（注）までの期間中の延日数をいいます。 (注) いずれもその日を含みます。
と 同一の疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病（注）のことをいいます。 (注) 病名が異なる場合を含みます。	
ひ 病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ. 上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設	
ほ 保険金	疾病入院療養一時金をいいます。	
保険金額	保険証券記載の疾病入院療養一時金額をいいます。	
保険事故	この特約においては、疾病的発病をいいます。	
り 「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。	

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

い 医療法（昭和23年法律第205号）
か 介護保険法（平成9年法律第123号）
け 健康保険法（大正11年法律第70号）
こ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
し 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
せ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日（注1）の午後4時（注2）に始まります。 (注1) この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある場合には、その該当した日とします。 (注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する疾患に対しては、保険金を支払いません。
① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
② 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病
(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1) の診断が行われた場合は、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が被った疾患に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、保険期間中に第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1) の診断が行われた場合に限り、保険金を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
(3) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
(4) 疾病を被った時が保険期間の開始時（注）より前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に行なわれた診断については、保険期間の開始時（注）以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。
(注) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、次に掲げる疾患に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病
④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）によって被った疾病

- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病
 ⑧ ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病
 ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病
 ⑩ 頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 ⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。
 （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。
 （注3）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 （注4）使用済燃料を含みます。
 （注5）原子核分裂生成物を含みます。
 （注6）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（疾病入院療養一時金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が疾病を被り、その治療のために継続して保険証券記載の入院日数以上の入院が必要であると診断された場合には、保険金額の全額を保険金として被保険者に支払います。
 （2）同一の疾病に対する保険金は、保険期間（注）を通じ、1回の支払に限ります。
 （注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
 （3）被保険者が同時に2以上の疾病を被った場合には、その加重された状態に対して（1）および（2）の規定を適用します。ただし、第7条（疾病的程度の決定）の規定に該当する場合は、同条の規定による方法で保険金を支払います。
 （4）既に疾病を被っている被保険者が新たに疾病を被った場合も、（3）と同様とします。
 （5）被保険者が疾病を被った時の属する日（注1）から（1）の診断を受けた日までの間に、この疾病入院療養一時金支払特約付保険契約（注2）の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注3）のうち、いずれか低い金額を支払います。
 （注1）疾病を被った時の属する日が（1）の診断を受けた日の2年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。
 （注2）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。
 （注3）2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条（診断の取扱い）

被保険者が被った疾病に対して診断を受けることができない特別な事情があり、被保険者または保険金を受け取るべき者がその事情を示す書類その他所定の書類を提出し、当会社がこれを認めた場合には、当会社は、他の客観的な所見をもって診断に代えることを認めることができます。

第7条（疾病的程度の決定）

- （1）保険金支払の対象となっていない疾病的影響によって、保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病的程度を決定して保険金を支払います。
 （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約もし

くは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかつたことにより保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合も、（1）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

第8条（疾病的取扱い）

- （1）疾病に対する治療が終了した後、その疾病に対し治療が再び必要となつた場合は、後の疾病は前の疾病と同一の疾病とみなし、第5条（疾病入院療養一時金の支払）（2）の規定を適用します。
 （2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、後の疾病は前の疾病とは異なった疾病とみなします。
 ① 疾病の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となった場合
 ② 疾病の治療のための入院をしなかつた場合には、その疾病に関して最後に病院等において治療を受けた日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となった場合

第9条（事故発生時の義務等）

被保険者が第5条（疾病入院療養一時金の支払）（1）の診断を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その診断を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病的内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第10条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が診断を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
 （2）この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）当会社は、第9条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、疾病的程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

- （2）（1）の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 （注2）収入の喪失を含みません。

第12条（契約年齢の計算）

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第13条（契約年齢の誤りの取扱い）

- （1）保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。
 ① 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲（注）を超えていた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
 ② 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲（注）の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

- (注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (2) 保険契約者が、(1) の規定により当会社が請求した追加保険料の支払を怠った場合 (注1) において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合または第5条 (疾病入院療養一時金の支払) (1) の診断が行われた場合は、当会社は、訂正前料率 (注2) の訂正後料率 (注3) に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第14条 (疾病入院療養一時金の受取人の変更)

保険契約者は、疾病入院療養一時金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第15条 (普通保険約款との関係)

この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期) の規定は適用しません。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める疾病状況報告書
4. 公の機関 (やむを得ない場合には、第三者) の事故証明書
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日数を記載した病院等の証明書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
10. 被保険者の戸籍謄本
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)
12. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病入院医療費用補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金および一部負担金に相当する費用をいいます。
医療費用	第5条 (治療費用)、第6条 (先進医療費用)、第7条 (入院時室料差額費用)、第8条 (その他の選定療養費用および評価療養費用) および第9条 (入院諸費用) の費用をいいます。
か 介護施設	介護保険法に規定された介護老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム等をいいます。
	被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族 (注) の中で主たる者をいいます。 (注) 被保険者本人を含みます。
け 繰続契約	疾病入院医療費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日 (注) を保険期間の開始日とする疾病入院医療費用補償特約付保険契約をいいます。 (注) その疾病入院医療費用補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日 (注1) における被保険者の年齢 (注2) をいいます。 (注1) この特約がこの保険契約の保険期間の中途中で付帯された場合は、その付帯日とします。 (注2) 満年齢とします。
こ 公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
し 疾病	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病入院医療費用補償特約付保険契約	診断 (注) による発病の時をいいます。ただし、先天性異常にについては、診断 (注) により初めて発見された時をいいます。 (注) 被保険者以外の医師による診断をいいます。
疾病を被った時	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
支払責任額	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状 (注) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状 (注) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

	(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。		
初年度契約	継続契約以外の疾病入院医療費用補償特約付保険契約をいいます。		
せ せ	先進医療 評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関において行われるものに限ります。 なお、先進医療に係る費用のうち、診察、検査、入院料などの基礎的療養部分に係る費用は保険外併用療養費として公的医療保険制度の給付対象となります、先進医療の技術に係る費用は自己負担となります。 選定療養 被保険者の選択に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいいます。	保険金 疾病入院医療費用保険金をいいます。	
ち	治療 医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	保険金額 保険証券記載の疾病入院医療費用保険金額をいいます。	
て	転院 入院している患者が治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。	保険事故 この特約においては、疾病的発病をいいます。	
と	同一の疾病 医学上重要な関係にある一連の疾病（注）のことをいいます。 (注) 病名が異なる場合を含みます。	免責金額 被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。	
に	入院 自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 入院日数 入院を開始した日から入院を終了した日（注）までの期間中の延日数をいいます。 (注) いずれもその日を含みます。	「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。	
ひ	病院等 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所	労働者災害補償制度 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法 イ. 国家公務員災害補償法 ウ. 裁判官の災害補償に関する法律 エ. 地方公務員災害補償法 オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	
評価療養	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養をいいます。		
ほ	保育所 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 認可保育施設（注） イ. 認可保育施設（注）と同様の業務を目的とする施設であると認められる施設 (注) 保護者の委託を受けて、乳児または幼児を保育することを目的とする児童福祉法に基づく施設をいいます。		法令（公布年／法令番号）
ホームヘルパー等	ホームヘルパー（注1）、ベビーシッター（注2）および清掃代行サービス業者（注3）をいいます。 (注1) 炊事、掃除、洗濯およびこどもの世話等を行うことを職業とする者をいいます。 (注2) 子守等のこどもの世話をを行うことを職業		い い 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） 医療法（昭和23年法律第205号） か か 介護保険法（平成9年法律第123号） け け 健康保険法（大正11年法律第70号） こ こ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） さ さ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） し し 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） せ せ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ち ち 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ろ ろ 老人福祉法（昭和38年法律第133号） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。
- | | |
|--------|-----------------------------|
| ① 開始時間 | 保険期間の初日（注1）の午後4時（注2）に始まります。 |
|--------|-----------------------------|
- (注1) この保険契約の締結後に被保険者に該当する

	こととなる者がある場合には、その該当した日とします。 (注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する疾病およびこれらの疾病を原因とする医療費用に対しては、保険金を支払いません。
① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
② 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病
(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被保険者が被った疾病を直接の原因として次条(1)もしくは(2)①の入院を開始した場合または同条(2)②の先進医療を受けた場合は、保険金を支払いません。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院(注1)を開始した場合(注2)は、被保険者が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用し、かつ、日本国内での入院(注1)により医療費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

(注1) 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査のための入院などは含みません。

(注2) 保険証券に免責入院日数の記載がある場合は、その日数を超えて入院が継続したときに限ります。

- (2) 当会社は、(1)の医療費用を負担したことによって被った損害のほか、(1)の疾病的直接の結果として、被保険者が次のいずれかに該当する先進医療を受けた場合には、被保険者が(1)の医療費用の対象とならない第6条(先進医療費用)の先進医療費用を負担したことによって被った損害に対しても、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

① (1) (注2) の免責入院日数がある場合において、保険期間中に開始し、その免責入院日数を超えて継続しなかった入院中に受けた先進医療

② 保険期間中に、入院せずに受けた先進医療

- (3) (1) および(2)の費用は、1回の入院(注)につき、次のいずれか早い日からその日を含めて365日目の属する月の末日の午後12時までに負担した費用に限ります。

① (1) または(2)①の入院を開始した日

② (2)②の先進医療を受けた日

(注) (2)②の先進医療を含むものとし、第13条(入院等の取扱い)の規定に従います。

- (4) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した(1)および(2)の費用の額から差し引くものとします。

① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費

② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付(注1)

③ 被保険者が負担した(1)および(2)の費用について第三者により支払われた損害賠償金

④ (1)および(2)の費用を被保険者が負担することによって被った損害を補償するために行われたその他の給付(注2)

(注1) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の

規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(注3)を含みます。

(注2) 他の保険契約等により支払われた疾病入院医療費用保険金に相当する保険金を除きます。

(注3) いわゆる「附加給付」をいいます。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、保険期間中に被保険者が被った疾病を直接の原因として前条(1)もしくは(2)①の入院を開始(注)した場合または同条(2)②の先進医療を受けた(注)場合に限り、保険金を支払います。
(注) 第13条(入院等の取扱い)(1)および(3)の規定により1回の入院とみなした2回以上の入院および先進医療については、この保険契約の保険期間との関係にかかわらず、最初の入院の開始時または先進医療を受けた時に開始したものとみなします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (4) 疾病を被った時が保険期間の開始時(注)よりも前にあっても、保険期間の開始時(注)の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に開始した入院および受けた先進医療については、保険期間の開始時(注)以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。

(注) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次に掲げる疾病およびこれらの疾病を原因とする費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病
④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものは、保険金を支払います。
⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって被った疾病
⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病
⑧ ⑥および⑦の疾病的原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病
⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病
⑩ 頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対

象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) いわゆる「むちむち症」をいいます。

第5条（治療費用）

治療費用とは、被保険者が負担した一部負担金をいいます。

第6条（先進医療費用）

先進医療費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 先進医療の技術に係る費用（注1）
- ② 先進医療を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費（注2）、被保険者以外の医師が必要と認めた保険医療機関への転院のために必要とした交通費（注2）、およびこれらの保険医療機関からの退院または帰宅のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費（注2）
 - (注1) 次のアからオまでに掲げる費用等、先進医療の技術に係わる費用以外の費用は含まれません。
 - ア. <用語の定義>の「公的医療保険制度」の定義におけるアからキまでの法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
 - イ. 先進医療以外の評価療養のための費用
 - ウ. 選定療養のための費用
 - エ. 食事療養のための費用
 - オ. 生活療養のための費用
 - (注2) 移送費を含みます。

第7条（入院時室料差額費用）

(1) 入院時室料差額費用とは、選定療養に定める特別の療養環境の提供にあたる病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料（注）をいいます。

(注) (2) および (3) の規定を適用した後の額について、1回の入院につき、入院日数に1万円を乗じた金額を限度とします。ただし、(2) および (3) の規定を適用した後の額が1万円を超える入院日がある場合で、被保険者以外の医師が治療上の必要性を認めたときは、その入院日については、その額を算入するものとします。

(2) (1) の費用は、被保険者が、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限ります。

(3) (1) の費用に次の費用が含まれる場合にはその費用を除きます。

- ① 「療養の給付」等の支払の対象となる費用
- ② 労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用

第8条（その他の選定療養費用および評価療養費用）

その他の選定療養費用および評価療養費用とは、次の①および②ならびに別表1に掲げる選定療養または評価療養に要する費用をいいます。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費（注）を除きます。

- ① 厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- ② その他当会社が特に認めた選定療養または評価療養（注）保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。

第9条（入院諸費用）

(1) 入院諸費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 被保険者が別表2に掲げるいずれかの状態に該当し、かつ被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付

添をした場合の次のに掲げる費用

ア. 親族付添費

イ. 交通費

ウ. 寝具等の使用料

- ② 被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー等の雇入費用（注1）または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用（注2）
 - ア. 被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間
 - イ. 家事従事者である被保険者が入院している期間
- ③ 被保険者の療養に必要かつ有益な諸雑費
- ④ 入院のために必要とした病院等までの交通費（注3）、被保険者以外の医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費（注3）、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費（注3）。ただし、第6条（先進医療費用）②に規定された交通費を除きます。
- ⑤ 被保険者が入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養または生活療養のうち食事の提供である療養に要する費用
- ⑥ 被保険者と同居の親族が介護保険法第19条（市町村の認定）第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合（注4）の、被保険者が入院している期間における次に掲げる費用
 - ア. 介護従事者（注5）の雇入費用（注6）
 - イ. 被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用（注1）ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。
 - (注2) 保育園への預け入れに要した交通費を含みます。
 - (注3) 移送費を含みます。
 - (注4) 認定を受けていなくても、要介護状態または要支援状態である場合を含みます。
 - (注5) 介護を主たる職業とする者をいいます。
 - (注6) 介護従事者（注5）の紹介料および交通費を含みます。
- (2) (1) ①から③までならびに⑤および⑥の費用は、被保険者が、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限ります。
- (3) (1) ④の費用は、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。
- (4) (1) ①から⑥までの費用に次の費用が含まれる場合にはその費用を除きます。
 - ① 「療養の給付」等の支払の対象となる費用
 - ② 労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用
- (5) (1) ①の費用については、いずれも1日につき1名分の費用に限ります。
- (6) (1) ①の費用および (1) ③の費用の額は、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された額とします。

第10条（疾病入院医療費用保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払う保険金の額は、医療費用の総額から、1回の入院（注）につき、免責金額を差し引いた額とします。
 - (注) 第2条（保険金を支払う場合）(2) ②の先進医療を含むものとし、第13条（入院等の取扱い）の規定に従います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、1回の入院（注）につき、保険金額をもって限度とします。
 - (注) 第2条（保険金を支払う場合）(2) ②の先進医療を含むものとし、第13条（入院等の取扱い）の規定に従います。
- (3) 被保険者が疾病を被った時の属する日（注1）から保険金を支払うべき入院を開始した日または先進医療を受けた日のいずれか早い日までの間に、この疾病入院医療費用補償特約付保険契約（注2）の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注3）のうち、いざれか低い金額を支払います。

(注1) 疾病を被った時の属する日が、入院を開始した日または先進医療を受けた日のいずれか早い日の2年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。

(注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

(注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、「被保険者が負担した医療費用の額」(注) を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合「被保険者が負担した医療費用の額」(注) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 当会社が保険金を支払うべき第2条の費用の額のうち、被保険者が実際に負担すべき医療費用の額をいいます。ただし、第9条（入院諸費用）(1) ①および③については、重複する保険契約の数にかかわらず、1日につき同条(6) の額とします。

(2) (1) の「被保険者が負担した医療費用の額」は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条 (疾病的程度の決定)

(1) 保険金支払の対象となっていない疾病的影響によって、保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病的程度を決定して保険金を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注) が治療をさせなかつたことにより保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合も、(1) と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

第13条 (入院等の取扱い)

(1) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病と同一の疾病により再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。

(2) (1) の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなします。この場合において、後の入院について保険金を支払うべきときは、新たに第2条 (保険金を支払う場合) (1) から(3) までならびに第10条 (疾病入院医療費用保険金の支払額) (1) や(2) の規定を適用します。

(3) (1) や(2) の規定において、第2条 (保険金を支払う場合) (2) ②の先進医療については、その治療の都度「入院」または「再入院」があったものとみなして取り扱います。

(4) 被保険者が、保険金を支払うべき入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を被った場合は、当初の保険金を支払うべき入院とその後の保険金を支払うべき他の疾病による入院とを合わせて1回の入院とみなします。

(5) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を被った場合は、その疾病を被った時に入院したものとみなし、第2条 (保険金を支払う場合) (1) から(3) までならびに

第10条 (疾病入院医療費用保険金の支払額) (1) や(2) の規定を適用します。

第14条 (事故発生時の義務等)

被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) もしくは (2) ①の入院を開始した場合または同条 (2) ②の先進医療を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その入院が開始した日またはその先進医療を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病的内容およびその程度、入院の状況、費用の内容等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めるときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第15条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 入院および先進医療による療養が終了した時

② 最初に入院を開始した日または先進医療を受けた日よりいずれか早い日からその日を含めて365日に到達した日の属する月の末日の午後12時

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第16条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第14条 (事故発生時の義務等) の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条 (保険金の請求) および前条の規定による請求を受けた場合は、疾病的程度の認定その他保険金の支払いにあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めるできます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査 (注1) のために要した費用 (注2) は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第17条 (代位)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

① 当会社が医療費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない医療費用の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第18条 (契約年齢の計算)

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第19条 (契約年齢の誤りの取扱い)

(1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方針により取り扱います。

① 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲 (注) を超えていた場合に

は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

② 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲（注）の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれたその被保険者に係る保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(2) 保険契約者が、(1) の規定により当会社が請求した追加保険料の支払を怠った場合（注1）において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合または被保険者が被った疾病を直接の原因として第2条（保険金を支払う場合）(1) もしくは(2)①の入院を開始した場合は同様(2)②の先進医療を受けた場合は、当会社は、訂正前料率（注2）の訂正後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第20条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当会社は、1回の保険事故であると否とを問わず、この保険契約に付帯される他の特約（注）により支払われる保険金とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(注) 被保険者の被った傷害に対して一定額の保険金を支払う特約に限ります。

第21条（普通保険約款との関係）

この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第1条（保険責任の始期および終期）

② 第18条（代位）

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第8条（その他の選定療養費用および評価療養費用）の選定療養および評価療養

1. 病床数が200以上の病院について受けた初診

2. 予約に基づく診察

3. 病院等が表示する診療時間以外の診療

4. 病床数が200以上の病院について受けた再診

5. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認）第1項（注1）または第19条の2（外国製造医薬品等の製造販売の承認）第1項の規定による承認を受けた者が製造販売したその承認に係る医薬品（注2）の投与

(注1) 同法第23条（政令への委任）において準用する場合を含みます。

(注2) 人体に直接使用されるものに限るものとし、別に厚生労働大臣が定めるものを除きます。

別表2 第9条（入院諸費用）(1)①の状態

1. 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合

2. 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合

3. 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
(1) 体位変換または床上起座が不可または不能であること。
(2) 食事および用便につき介助を要すること。

4. 被保険者の年齢、体質や病状等の影響により1. から3. までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合

別表3 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める疾病状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 診療明細書
7. 費用を支払ったことを示す領収書
8. 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用したことを示す書類
9. 被保険者の印鑑証明書
10. 入院日および入院日数を記載した病院等の証明書
11. 先進医療を受けた場合は、その先進医療を受けた日を記載した病院等の証明書
12. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることがありますことについての同意書
13. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
14. 被保険者の戸籍謄本
15. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
16. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

事業継続・事業承継相談費用補償特約

＜用語の定義＞

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
き 危機管理コンサルティング事業者	保険事故の悪影響を管理および最小化するための機関をいいます。
危機管理費用	次の①および②の費用をいいます。 ① 保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において提供されるサービスに関して危機管理コンサルティング事業者に対して支払った費用 ② ①のサービスの直接の結果として、その保険

	<p>事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次のアからウまでの費用</p> <p>ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体に広告を掲載する費用</p> <p>イ. 顧客・取引先・株主等への案内文書を作成および送付する費用（注）</p> <p>ウ. 記者会見・説明会の開催に要する費用（注）封筒代を含みます。</p>	
け	<p>事業継続・事業承継相談費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする事業継続・事業承継相談費用補償特約付保険契約をいいます。</p> <p>（注）その事業継続・事業承継相談費用補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約された場合にはその解除日または解約日をいいます。</p>	
	別表1に定める軽度認知障害をいいます。	
警備費用	警備業者（注）に対して支払う費用をいいます。 （注）警備業法第4条（認定）の認定を受けて警備業を営む者をいいます。	
	紛争の原因となった偶然な事故または事由をいいます。	
こ	<p>公的医療保険制度</p> <p>次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。</p> <p>① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律</p>	
	別表2に定める高度障害状態をいいます。	
コンサルティング事業者	次に掲げる機関、団体または専門家等をいいます。 ① 弁護士または弁護士法人 ② 公認会計士または監査法人 ③ 税理士または税理士法人 ④ 中小企業診断士 ⑤ 司法書士または司法書士法人 ⑥ 社会保険労務士または社会保険労務士法人 ⑦ 中小企業庁が認定する経営革新等支援機関、事業承継・引継ぎ支援センターの登録機関等、事業承継の相談先として公的機関が認めた事業者	
	保険契約者がコンサルティング事業者に対して支払う相談料、着手金、報酬金、手数料および事業継続または事業承継への対応に要した実費をいいます。	
し	<p>事業継続</p> <p>保険契約者である法人の事業の継続のうち、事業承継を伴わないものをいいます。</p> <p>事業継続・事業承継相談費用補償特約付</p> <p>この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約をいいます。</p>	
		<p>保険契約</p> <p>事業承継</p> <p>次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 保険契約者である法人の代表権を有する役員の変更または減員 ② 保険契約者である法人の全部または一部の第三者への承継</p> <p>疾病</p> <p>被保険者が被った傷害以外の身体障害をいいます。</p> <p>支払責任額</p> <p>他の保険契約等がないものとして算出した支払るべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>傷害</p> <p>被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p> <p>（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p> <p>消毒・検査費用</p> <p>次の①または②の費用をいいます。 ① 保険契約者の業務のために所有・使用・管理する日本国内に所在の施設に対して行う消毒・滅菌費用（注1） ② 保険契約者の業務に従事する者に対して日本国内で行うPCR検査（注2）の費用 (注1) 被保険者が感染した特定感染症の原因となった病原体によりその施設が汚染された場合または汚染の疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒その他の処置の命令または同処置の指示等により生じた費用に限ります。 (注2) 特定感染症の原因となる病原体に感染しているかを確認するための他の検査を含みます。</p> <p>初年度契約</p> <p>継続契約以外の事業継続・事業承継相談費用補償特約付保険契約をいいます。</p> <p>人格権侵害等に関する紛争</p> <p>被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、つきまと行為またはいじめもしくは嫌がらせを受けたことにより、精神的苦痛を被ったことを原因事故とする紛争をいいます。ただし、相談窓口等への届出（注）の受理の事実を客観的に証明できる紛争に限りません。なお、原因事故の発生の時は、被保険者がこれらの精神的苦痛を初めて被った時とします。 (注) 日本国に所在する公的機関またはこれらに代わる機関への届出、申立もしくは相談をいいます。</p> <p>身体障害</p> <p>傷害（注1）または疾病をいいます。なお、身体障害を被った時は、傷害については傷害の原因となった事故発生の時をいい、疾病については医師の診断による発病の時（注2）をいいます。 (注1) 傷害の原因となった事故を含みます。 (注2) 疾病が先天性異常の場合は、医師の診断</p>

		により初めて発見された時をいいます。
診断確定		医師により次の①および②の方法により軽度認知障害または認知症と診断確定されることをいいます。ただし、①に定める認知機能検査および神経心理学的検査において明らかな軽度認知障害または認知症の症状の確認ができる場合等、②に定める臨床検査を行わなくとも被保険者が軽度認知障害または認知症であることが明確に認定できると当該医師が認めた場合は、①に定める認知機能検査および神経心理学的検査により診断確定されることをいいます。 ① 認知機能検査および神経心理学的検査 ② 臨床検査（注） （注）画像検査を含みます。
つ	つきまとい行為	ストーカー行為等の規制等に関する法律、刑法、軽犯罪法、地方公共団体の迷惑防止条例（注）により禁止されているつきまとい行為のうち、被保険者に対する行為をいいます。 （注）公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって住民の生活の平穏を保持することを目的とする条例をいいます。
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注1） ③ 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（注2） （注1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。 （注2）同法第7章の2第44条の9（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
に	認知症	別表1に定める認知症をいいます。
ふ	紛争	保険契約者および被保険者が自らでは解決できない状態をいいます。
ほ	保険事故	この特約においては、第1条（保険金を支払う場合）（1）①に掲げる偶然な事由に該当することをいいます。
や	役員	会社法上の取締役、監査役、執行役および会計参与、ならびにこれらに準ずる者をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

か 会社法（平成17年法律第86号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

け	軽犯罪法（昭和23年法律第39号） 警備業法（昭和47年法律第117号） 刑法（明治40年法律第45号） 健康保険法（大正11年法律第70号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
し	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
す	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）
せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、①の偶然な事由に起因して保険契約者が負担した②の事業継続・事業承継相談費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。
- ① 偶然な事由の定義
次に掲げる事由をいいます。
 - ア. 被保険者が被った身体障害の直接の結果として、死亡または高度障害状態になったと医師により診断された場合（注1）
 - イ. 被保険者が被った身体障害の直接の結果として、次の（ア）の状態になったと医師により診断された場合。ただし、次の（イ）の事由に該当したときに限ります。（注1）
 - （ア）身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級に該当（注2）（注3）する障害であること。
 - （イ）（ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法に基づき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと。
 - ウ. 過去に軽度認知障害または認知症と診断確定（注4）されたことのない被保険者が、軽度認知障害または認知症のいずれかと初めて診断確定された場合
 - エ. 人格権侵害等に関する紛争について相談窓口等への届出の受理がなされた場合
 - オ. 被保険者が特定感染症を発病した場合（注5）（注6）
- (2) 事業継続・事業承継相談費用の定義
次に掲げる費用をいいます。
- ア. 事業継続または事業承継に関する相談に伴い負担したコンサルティング費用
 - イ. ①工またはオの事由が発生した場合において負担した危機管理費用
ウ. ①工の事由が発生した場合において負担した警備費用
 - エ. ①オの事由が発生した場合において負担した消毒・検査費用
- (注1) 同一の身体障害により①アおよびイのいずれにも該当した場合には、当会社は、先に該当した事由を保険事故として取り扱い、重複しては事業継続・事業承継相談費用保険金を支払いません。
- (注2) 被った身体障害によって、被保険者が、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより、その2つ以上の障害につき、身体障害者福祉法に基づきそれぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定され、その2つ以上の障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合を含みます。
- (注3) 次条（2）②または④の規定にかかるわらず、保険期間の開始時（注7）より前に既に生じていた障害に、その障害の原因となった身

身体障害と因果関係のない保険期間の開始時（注7）以後に発生した身体障害を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当した場合は、保険期間の開始時（注7）以後に発生した身体障害を直接の原因として障害に該当したものとして取り扱います。

（注4）<用語の定義>における「医師」および「診断確定」の定義にかかわらず、医師である被保険者による診断確定を含みます。

（注5）発病の認定は、医師の診断によります。

（注6）保険期間の開始時（注7）からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症を除きます。

（注7）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

（2）事業継続・事業承継相談費用は、その額および用途が社会通念上妥当なもので、かつ（1）①の偶然な事由が発生した日からその日を含めて365日以内に要した費用に限ります。

（3）事業継続・事業承継相談費用には、通常支出している人件費、顧問料、警備費用等を含みません。

第2条（保険期間と支払責任の関係）

（1）当会社は、保険期間中に前条（1）①の偶然な事由が発生した場合に限り、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合については、当会社は、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払いません。

① この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に受けたコンサルティングと同一の原因から生じた一連のコンサルティングに関する前条（1）②アのコンサルティング費用

② この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被った身体障害（注）、診断確定された軽度認知障害もしくは認知症または発生した原因事故について、保険契約者が負担した前条（1）②の事業継続・事業承継相談費用

③ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前に受けたコンサルティングと同一の原因から生じた一連のコンサルティングに関する前条（1）②アのコンサルティング費用

④ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前に被った身体障害（注）、診断確定された軽度認知障害もしくは認知症または発生した原因事故について、保険契約者が負担した前条（1）②の事業継続・事業承継相談費用

（注）軽度認知障害および認知症を除きます。

（3）（2）①または③に該当しない場合においては、（2）②または④の規定にかかわらず、身体障害を被った時が保険期間の開始時（注）よりも前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日からその後の日を含めて2年を経過した日の翌日以降に負担した前条（1）②の事業継続・事業承継相談費用については、保険期間の開始時（注）以後にその原因となった身体障害を被ったものとみなし事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由により発生した保険事故によって生じた第1条（保険金を支払う場合）（1）②の事業継続・事業承継相談費用に対しては、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

④ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

⑤ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」（注2）等の支払の対象となる場合のその身体障害については、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

⑥ 被保険者に対する刑の執行

⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑧ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑦または⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

⑪ 頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払いません。

⑫ 当会社は、被保険者が次に掲げる事由のいずれかによって被った傷害に対しては、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払いません。

ア. 被保険者の別表3に掲げる精神障害

イ. 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故

（ア）法令に定められた運転資格（注7）を持たないで自動車等（注8）を運転している間

（イ）道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等（注8）を運転している間

ウ. 被保険者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注9）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注10）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

エ. 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

山岳登攀（注11）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注12）操縦（注13）、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注14）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

オ. 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故

（ア）乗用具（注15）を用いて競技等（注16）をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等（注8）を用いて道路上で競技等（注16）をしている間については、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

（イ）乗用具（注15）を用いて競技等（注16）を行うことを目的とする場所において、競技等（注16）に準ずる方法・態様により乗用具（注15）を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等（注16）に準ずる方法・態様により自動車等（注8）を使用している間については、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

（ウ）法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等（注8）を用いて競技等（注16）をしている間または競技等（注16）に準ずる方法・態様により自動車等（注8）を使用している間

（注11）保険契約者である法人の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注2) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注7) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
- (注8) 自動車または原動機付自転車をいい、自動車にはクレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
- (注9) 動物園の飼育係を含みます。
- (注10) レフリーを含みます。
- (注11) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注12) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注13) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注14) モーターハンギングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
- (注15) 自動車等（注8）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモビルその他これらに類するものをいいます。
- (注16) 競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行ったことによりつきまとい行為を受けた場合には、事業継続・事業承継相談費用保険金を支払いません。
- ① そのつきまとい行為を教唆または帮助する行為
 - ② そのつきまとい行為を容認する行為
 - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等そのつきまとい行為を誘発する行為
- 第4条（保険金の支払額）**
当会社が支払う事業継続・事業承継相談費用保険金の額は、第1条（保険金を支払う場合）(1) (2)の事業継続・事業承継相談費用の合計額とします。ただし、保険期間を通じ、100万元を限度とします。
- 第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）**
(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1) (2)の事業継続・事業承継相談費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険契約者の負担した事業継続・事業承継相談費用の額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を事業継続・事業承継相談費用保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 保険契約者の負担した事業継続・事業承継相談費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注) 当会社が事業継続・事業承継相談費用保険金を支払うべき第1条 (1) (2)の事業継続・事業承継相談費用の額のうち、保険契約者が実際に負担した費用の額をいいます。
- (2) (1) の保険契約者が負担した事業継続・事業承継相談費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、

そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
第6条（事故発生時の義務等）
保険事故が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、これを当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者が第1条（保険金を支払う場合）(1) (2)の事業継続・事業承継相談費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第8条（代位）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1) (2)の事業継続・事業承継相談費用が生じたことにより保険契約者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその事業継続・事業承継相談費用に対して事業継続・事業承継相談費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が事業継続・事業承継相談費用の額の全額を事業継続・事業承継相談費用保険金として支払った場合
 - ② ①以外の場合 保険契約者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない事業継続・事業承継相談費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当会社は、当会社が取得する（1）または（2）の債権を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて事業継続・事業承継相談費用保険金を支払います。

第9条（普通保険約款との関係）

この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第18条（代位）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 軽度認知障害および認知症

1. 軽度認知障害

軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。

表1

対象となる軽度認知障害とは、米国精神医学会編「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」中次に掲げるものとします。

- アルツハイマー病による軽度認知障害
- 前頭側頭葉変性症による軽度認知障害
- レビー小体型病を伴う軽度認知障害
- 血管性軽度認知障害
- 外傷性脳損傷による軽度認知障害

物質・医薬品誘発性軽度認知障害
H I V 感染による軽度認知障害
プリオント病による軽度認知障害
パーキンソン病による軽度認知障害
ハンチントン病による軽度認知障害
他の医学的疾患による軽度認知障害
複数の病因による軽度認知障害

注 米国精神医学会編「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾患を含めます。

表2

対象となる軽度認知障害とは、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。

- ① 1以上の認知領域（複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚・運動、社会的認知）において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること。
- ② 毎日の活動において、自立が阻害されていないこと。
- ③ その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと。
- ④ その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと。（例 うつ病、統合失調症）

注 米国精神医学会編「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当会社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

2. 認知症

- (1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。
 - ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること。
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。
- (2) (1) の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。
 - ① 器質性認知症
器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。
 - ② 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害
器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の疾患または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

表3

対象となる器質性認知症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10(2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00

血管性認知症

ピック<Pick>病の認知症	F01
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt -Jakob>病の認知症	F02.0
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.1
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.2
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F02.3
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.4
詳細不明の認知症	F02.8
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち	F03
・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1

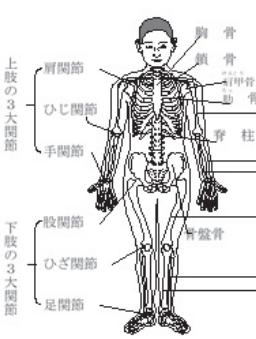
注 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾患があるときには、その疾患を含めます。

別表2 高度障害状態

高度障害の種類		高度障害の状態
①	眼の障害	ア. 両眼が失明したもの イ. 1眼が失明し、他眼の矯正視力（注）が0.02以下になったもの ウ. 両眼の矯正視力（注）が0.02以下になったもの （注）視力の測定は万国式試視力表によるものとします。
②	咀しゃく、言語の障害	モ. 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの
③	上肢、下肢の障害	ア. 両上肢の用を全廃したもの イ. 両下肢の用を全廃したもの ウ. 両上肢を手関節以上で失ったもの エ. 両下肢を足関節以上で失ったもの オ. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全廃したもの カ. 1上肢の用を全廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
④	中枢神経系または精神の障害	神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの
⑤	胸腹部臓器の障害	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの

注1 上肢、下肢の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 精神障害

精神障害とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病・傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 09
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F 10－F 19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20－F 29
気分〔感情〕障害	F 30－F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40－F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50－F 59
成人の人格及び行動の障害	F 60－F 69
知的障害（精神遅滞）	F 70－F 79
心理的発達の障害	F 80－F 89
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90－F 98
詳細不明の精神障害	F 99

別表4 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める事故状況報告書
4. 医師の診断書
5. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
6. <用語の定義>の「人格権侵害等に関する紛争」に規定する相談窓口等への届出の受理を客観的に証明する書類
7. 死亡診断書または死体検案書
8. 保険契約者が負担した事業継続・事業承継相談費用の支出を証明する書類
9. 被保険者の身体障害者手帳の写し（第1条（保険金を支払う場合） （1）①イの偶然な事由の場合）

10. 被保険者が特定感染症を発病したことを証明する書類（支出した費用が<用語の定義>の「消毒・検査費用」の場合）
11. 施設の消毒その他の処置の命令または指示等があつたことを示す保健所その他の行政機関の書面または文面（支出した費用が<用語の定義>の「消毒・検査費用」の規定の①の消毒・滅菌費用の場合）
12. <用語の定義>の「消毒・検査費用」の規定の②のPCR検査を受けた者が保険契約者の業務に従事する者であることを確認できる書類
13. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
14. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
15. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 事業継続・事業承継相談費用保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

会社役員賠償責任補償特約

<用語の定義>

（1）この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求（注）をいいます。 (注) 一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみします。
か 会社	この保険契約の保険契約者をいいます。
会社役員賠償責任補償特約付保険契約	会社役員賠償責任補償特約付保険契約を付帯した保険契約者を同一とする当会社との保険契約をいいます。
け 繙続契約	会社役員賠償責任補償特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする会社役員賠償責任補償特約付保険契約をいいます。 (注) その会社役員賠償責任補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
こ 行為	不作為を含む行為をいいます。
さ 財物の損壊	財物の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難（注）をいいます。 (注) それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。
し 支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
初年度契約	継続契約以外の会社役員賠償責任補償特約付保険

	契約をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（注1）によって生じた費用（注2）で、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。 (注1)訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。 (注2)被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して、この会社役員賠償責任補償特約付保険契約で対象となる損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
は ハラスメント	嫌がらせなど相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることをいい、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントまたはいじめを含むものとし、対価型、環境型またはその他であるかを問いません。
ほ 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、料金、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（注）の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注)これに類似するものを含みます。
保険金	この特約で支払われる法律上の損害賠償金、争訟費用および費用をいいます。
保険金額	当会社が支払う法律上の損害賠償金および争訟費用の限度額で、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険事故	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して日本国内で損害賠償請求がなされたことをいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
や 役員	会社法上の取締役、監査役、執行役および会計参与、ならびにこれらに準ずる者をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

か 会社法（平成17年法律第86号）

第1条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、保険証券記載の被保険者をいいます。なお、保険証券記載の被保険者が死亡した場合にはその者とその相続人を同一の被保険者とみなし、保険証券記載の被保険者とその相続人が被る損害の合計した金額に対して保険金額が適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して日本国内で損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、被保険者が役員を退任した日においてこの会社役員賠償責任補償特約付保険契約が有効で、保険事故が発生した時に他の保険契約等がないことを条件として、被保険者が会社の役員としての業務につき

行った行為に起因して被保険者が役員を退任した日から3年を経過した日までの間に、被保険者に対して日本国内で損害賠償請求がなされた場合には、役員を退任した日に損害賠償請求があったものとみなし、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に本条が適用されるものとします。

- ① 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ② 被保険者の犯罪行為（注1）に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（注2）行った行為に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ⑥ 次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
 - ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（注3）
 - イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者（注1）刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。
 - （注2）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- （注3）それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、①から⑥までの中で記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があつたとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日（注1）より前に会社に対し提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- ② この会社役員賠償責任補償特約付保険契約の保険期間の開始日（注1）において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（注2）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③ この会社役員賠償責任補償特約付保険契約の保険期間の開始日（注1）より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質の排出、流出、溢出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無害化または中和化の指示または要請

汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には、再生利用される物質を含みます。
- ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- 核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。

危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

⑥ 次のいずれかに対する損害賠償請求

ア. 身体の障害または精神的苦痛

ただし、この免責事由は、ハラスメントまたは名誉毀損に起因する精神的苦痛を請求の理由とする損害賠償請求については適用しません。

イ. 財物の損壊

⑦ 会社またはその子会社からなされた損害賠償請求、ならびに会社またはその子会社が関与して、会社またはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

⑧ 直接であると間接であるとを問わず、会社の支払不能、清算の決議もしくは清算手続の開始、または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求（注1）この保険契約の締結後に会社役員賠償責任補償特約を付帯した場合には、特約の保険責任を開始した日とします。

（注2）知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、被保険者に対してなされた株主代表訴訟等の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金の支払額）

（1）当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 当会社の支払う法律上の損害賠償金および争訟費用の額は、次の算式により算出した額とします。なお、免責金額は損害賠償請求ごとに適用し、当会社が支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求を含むいかなる場合も、保険金額を支払の限度とします。

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\text{支払保険金の額}} & = & \boxed{\text{法律上の損害賠償金の額 (注)}} + \boxed{\text{争訟費用の額}} \\ \\ - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} & - & \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} \end{array}$$

② 当会社は、①に定める保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

（2）第10条（事故発生時の義務等）②ウの規定に従い、この会社役員賠償責任補償特約付保険契約の保険期間になされたものとみなされる損害賠償請求についても、この会社役員賠償責任補償特約付保険契約の保険金額が適用されるものとします。

第7条（費用）

費用とは、被保険者が支出した第10条（事故発生時の義務等）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用（注）をいいます。

（注）被保険者が第三者に対して求償請求した場合の訴訟、仲裁、調停または和解等に要した費用で、当会社が妥当かつ必要と認めたものを含みます。

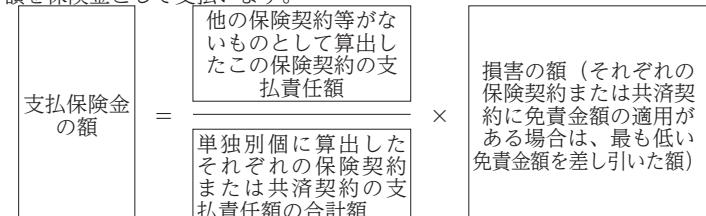
第8条（通知義務）

保険契約締結の後、次に掲げる保険契約申込書の記載事項に変更が発生した場合には、保険契約者は被保険者は、その変更がその責に帰すべき事由によるときはあらかじめ、責に帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、その申し出を要しません。

対象なし

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。



第10条（事故発生時の義務等）

保険契約者は被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。また、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、これによる損害賠償請求の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、当会社に書面で通知すること。
 - ア. 被保険者に対してなされた損害賠償請求の内容（注1）および被保険者が最初にその請求を知った時の状況
 - イ. 他の保険契約等の有無および内容（注2）
 - ウ. 保険契約者は被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注3）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為（注4）
この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- ③ 他人に損害賠償の請求（注5）をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の書面による承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと、または争訟費用の支払を行わないこと。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）損害賠償請求者の氏名ならびに申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報をいいます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（注3）損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限りません。

（注4）発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて通知しなければなりません。

(注5) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条(事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者はまたは被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②、⑤および⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(争訟費用、法律上の損害賠償金)

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この会社役員賠償責任補償特約付保険契約の規定により保険金が支払われないこととなった場合には、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。
- (2) 当会社は、この会社役員賠償責任補償特約付保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。
- (3) 当会社が、会社および被保険者に対してなされた損害賠償請求に関する争訟費用と会社および被保険者が連帯して負担する法律上の損害賠償金について承認した場合には、保険契約者、被保険者および当会社は、会社および被保険者各々が負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとします。

第13条(損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての調査、調停、仲裁、和解または訴訟につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の各号に規定する時から、それぞれ発生し、これを行えることができるものとします。
 - ① 損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② ①以外の保険金については、その損害が発生した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第15条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、申し立て

られている行為、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および申し立てられている行為と損害との関係
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
- (注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害の内容もしくは損害発生事由が特殊である場合(注4)または多数のものが同一または関連する行為により損害を受けた場合において、(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これらの調査にあたり、専門的な知見、方法、手続もしくは複数の専門機関による鑑定等が必要となる場合、または関係者との特別な調整が必要となる場合をいいます。

- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者はまたは被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をしなかつた場合を含みます。

- (5) (1)から(3)までの規定による保険金の支払は、保険契約者また

は被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第16条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権（注）の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当会社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条（先取特権）

(1) 保険事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）争訟費用および第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）争訟費用および第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（普通保険約款との関係）

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第14条（事故発生時の義務等）（2）

② 第16条（保険金の支払時期）

③ 第18条（代位）

(2) この特約においては、普通保険約款第1章基本条項第8条（重大事由

による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかるままである場合は、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対する対応では、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

」

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
4. 3以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類
5. その他当会社が第15条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

事業主費用補償特約（事業承継相談費用用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
く 偶然な事由	第1条（保険金を支払う場合）①に掲げる偶然な事由をいいます。
さ 災害補償規定等	被保険者が定めるもので、補償対象者が一定の事由に該当した場合に、補償対象者に対し金銭等を給付する旨の約定をいいます。
し 支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被保険者	この特約の保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険事故	この特約においては、偶然な事由に該当することをいいます。
	補償対象者	第1条（保険金を支払う場合）②に定める者をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、①の偶然な事由に起因して生じた③の事業主費用に対して、この特約および普通保険約款に従い被保険者に事業主費用保険金を支払います。

① 偶然な事由の定義

補償対象者が災害補償規定等の対象となる一定の事由に該当することをいいます。具体的には次のものをいいます。

補償対象者が、保険期間の開始時（注1）以後に被った傷害（注2）または疾病（注3）（注4）による死亡または高度障害状態（注5）が原因で退職すること。

（注1）この保険契約が継続契約（注6）である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

（注2）急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注7）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注3）傷害（注2）以外の身体の障害をいいます。

（注4）疾病（注3）を被った時（注8）が、保険期間の開始時（注1）より前である場合でも、保険期間の開始時（注1）の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降の退職については、保険期間の開始時（注1）以後にその原因となった疾病（注3）を被ったものとみなし事業主費用保険金を支払います。

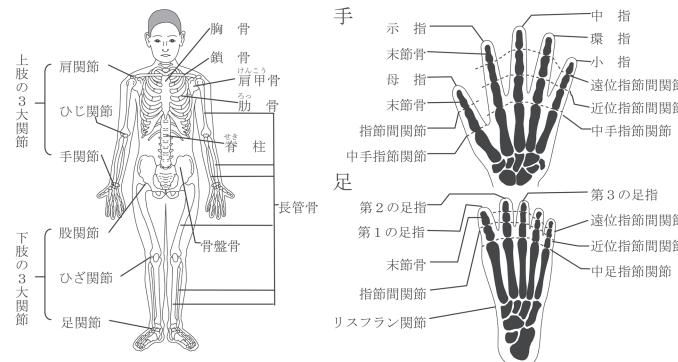
（注5）傷害（注2）または疾病（注3）に起因して自らの業務遂行が全く不可能な次に掲げる状態になることをいいます。

	高度障害の種類	高度障害の状態
ア.	眼の障害	<p>（ア）両眼が失明したもの</p> <p>（イ）1眼が失明し、他眼の矯正視力（注）が0.02以下になったもの</p> <p>（ウ）両眼の矯正視力（注）が0.02以下になったもの</p> <p>（注）視力の測定は万国式試視力表によるものとします。</p>
イ.	ぞ 咀しゃく、言語の障害	ぞ 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの
ウ.	上肢、下肢の障害	<p>（ア）両上肢の用を全廃したもの</p> <p>（イ）両下肢の用を全廃したもの</p> <p>（ウ）両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>（エ）両下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>（オ）1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全廃したもの</p> <p>（カ）1上肢の用を全廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>
エ.	中枢神経系ま	神経系統の機能または精神に著しい障害を残

た	は精神の障害	し、常に介護を要するもの
オ.	胸腹部臓器の障害	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

（ア）上肢および下肢の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

（イ）関節等の説明図



（注6）事業主費用補償特約（事業承継相談費用用）付保険契約の保険期間の終了日（注9）を保険期間の開始日とする事業主費用補償特約（事業承継相談費用用）付保険契約をいいます。この場合において、この特約が付帯された保険契約が、被保険者を同じくする補償制度費用等補償特約（事業主費用（事業承継相談費用）補償）付帯のグループ傷害保険契約の保険期間の終了日（注10）を保険期間の開始日とする保険契約である場合は、その保険契約を継続前の保険契約とみなします。

（注7）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

（注8）補償対象者以外の医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、補償対象者以外の医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（注9）その事業主費用補償特約（事業承継相談費用用）付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。

（注10）その補償制度費用等補償特約（事業主費用（事業承継相談費用）補償）付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。

② 補償対象者の範囲

次の者をいいます。

普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞（1）に定める被保険者かつ災害補償規定等（注1）の対象となる者のうち代表権を有する役員（注2）である者をいいます。

（注1）役員退職慰労金に関する社内規程等のうち保険証券に記載のものをいいます。

（注2）会社法（平成17年法律第86号）における取締役、会計参与および監査役または公益法人における理事、監事等これらに準じる者をいいます。

③ 事業主費用の定義

①の偶然な事由に起因して生じた被保険者が臨時に負担する費用を

いいます。具体的には次のものをいいます。

①の偶然な事由に起因して事業承継（注1）が行われた場合において、被保険者が次に掲げる機関、団体、専門家等より支払限度期間（注2）中に、その事業承継（注1）に関して、被保険者が現実に提供を受けたサービスに要する費用。ただし、顧問料またはこれに準じる費用を含みません。

- ア. 法律事務所または弁護士
- イ. 監査法人または公認会計士
- ウ. 税理士
- エ. 中小企業診断士
- オ. 司法書士

カ. その他、国、公的機関または社団等が認証する資格を有する者（注1）代表権を有する役員（注3）の変更または減員が行なわれることをいいます。

（注2）事業主費用の支払対象となる次の期間をいいます。①の偶然な事由が発生した時、または①の偶然な事由が発生していたことを保険契約もしくは被保険者が知り得た時のいずれか遅い時から、①の偶然な事由に起因して事業承継（注1）に係るサービスの提供が終了した時、または6ヶ月を経過した時のいずれか早い時までの期間

（注3）会社法（平成17年法律第86号）における取締役、会計参与および監査役または公益法人における理事、監事等これらに準じる者をいいます。

第2条（保険期間と支払責任の関係）

（1）当会社は、保険期間中に偶然な事由が生じた場合に限り、事業主費用保険金を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、偶然な事由の原因が生じた時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、事業主費用保険金を支払いません。

（3）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、偶然な事由の原因が生じた時が、この契約が継続してきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、事業主費用保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次に掲げる事由によって生じた事業主費用に対しては、事業主費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の者が事業主費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（2）当会社は、次に掲げる事由によって生じた事業主費用に対しては、事業主費用保険金を支払いません。

① 補償対象者の故意または重大な過失

② 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害または疾病

③ 補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって、補償対象者が被った傷害または疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、事業主費用保険金を支払います。

④ 補償対象者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって、補償対象者が被った傷害または疾病。ただし、治療を

目的として医師がこれらの物を用いた場合は、事業主費用保険金を支払います。

⑤ 補償対象者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等（注1）の支払の対象となる場合のその傷害または疾病については、事業主費用保険金を支払います。

⑥ 補償対象者に対する刑の執行

⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）によって、補償対象者が被った傷害または疾病

⑧ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって、補償対象者が被った傷害または疾病

⑨ ⑦または⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって、補償対象者が被った傷害または疾病

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染によって、補償対象者が被った傷害または疾病

⑪ 補償対象者が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、事業主費用保険金を支払いません。

⑫ 当会社は、補償対象者が次に掲げる事由のいずれかによって被った傷害に対しては、事業主費用保険金を支払いません。

ア. 補償対象者の精神障害（注6）による傷害

イ. 補償対象者が次に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故

（ア）法令に定められた運転資格（注7）を持たないで自動車等（注8）を運転している間

（イ）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等（注8）を運転している間

ウ. 補償対象者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、補償対象者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注9）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注10）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

エ. 補償対象者が次に掲げる運動等を行っている間

山岳登はん（注11）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注12）、操縦（注13）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注14）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

オ. 補償対象者が次に掲げるいずれかに該当する間

（ア）乗用具（注15）を用いて競技等（注16）をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等（注8）を用いて道路上で競技等（注16）をしている間については、事業主費用保険金を支払います。

（イ）乗用具（注15）を用いて競技等（注16）を行うことを目的とする場所において、競技等（注16）に準ずる方法・態様により乗用具（注15）を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等（注16）に準ずる方法・態様により自動車等（注8）を使用している間については、事業主費用保険金を支払います。

（ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等（注8）を用いて競技等（注16）をしている間または競技等（注16）に準ずる方法・態様により自動車

等（注8）を使用している間

（注1）公的医療保険制度（注17）を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

（注2）群衆または多数者の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注6）平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00 – F 09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 10 – F 19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F 20 – F 29
気分〔感情〕障害	F 30 – F 39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 40 – F 48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 50 – F 59
成人の人格および行動の障害	F 60 – F 69
知的障害（精神遲滞）	F 70 – F 79
心理的発達の障害	F 80 – F 89
小児＜児童＞期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 90 – F 98
詳細不明の精神障害	F 99 –

（注7）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注8）自動車または原動機付自転車をいい、自動車にはクレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（注9）動物園の飼育係を含みます。

（注10）レフリーを含みます。

（注11）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注12）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注13）職務として操縦する場合を除きます。

（注14）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラブレン等をいいます。）を除きます。

（注15）自動車等（注8）、モーター舟艇（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

（注16）競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をいいます。

（注17）次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

ア. 健康保険法

イ. 国民健康保険法

ウ. 国家公務員共済組合法

エ. 地方公務員等共済組合法

オ. 私立学校教職員共済法

カ. 船員保険法

キ. 高齢者の医療の確保に関する法律

第4条（通知義務）

保険契約締結の後、次に掲げる保険契約申込書の記載事項に変更が発生した場合には、保険契約者はまたは被保険者は、その変更がその責に帰すべき事由によるときはあらかじめ、責に帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、その申し出を要しません。

役員退職慰労金に関する社内規程

第5条（特約の失効）

保険契約締結の後、災害補償規定等が消滅した場合は、この特約は効力を失います。

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払う事業主費用保険金の額は、次に掲げるとおりとします。

事業主費用の額。ただし、保険証券記載の事業主費用保険金額を限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

事業主費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が事業主費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を事業主費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 事業主費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（事故発生時の義務等）

偶然な事由が生じた場合は、保険契約者、被保険者または事業主費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、これを当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

第9条（保険金の請求）

（1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が事業主費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第10条（代位）

（1）事業主費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその事業主費用に対して事業主費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が事業主費用の額の全額を事業主費用保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない事業主費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有

する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者または事業主費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(4) 保険契約者、被保険者または事業主費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当会社は、当会社が取得する（1）または（2）の債権を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて事業主費用保険金を支払います。

第11条（普通保険約款との関係）

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第18条（代位）の規定は適用しません。

(2) この特約においては、普通保険約款第1章基本条項第8条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「

(3) （1）または（2）の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

」

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
4.	被保険者が事業主費用を支払ったことおよびその金銭を証明する書類
5.	第1条（保険金を支払う場合）①の偶然な事由に起因して事業承継が行われたことを証明する商業登記簿謄本等の書類
6.	死亡診断書もしくは死体検案書または高度障害の程度を証明する補償対象者以外の医師の診断書
7.	その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 事業主費用保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

地震・噴火・津波危険補償特約

(1) 当会社は、この特約により、下欄に掲げる特約における保険金を支払わない場合の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害等に対しても、それぞれの特約に規定する保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

傷害死亡保険金支払特約
傷害後遺障害保険金支払特約
傷害入院保険金支払特約
傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
傷害通院保険金支払特約
傷害医療費用補償特約
傷害休業保険金支払特約

(2) (1) の規定によりそれぞれの特約に規定する保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（2）に掲げる特別な照会または調査および日数の規定（注）に次の区分を追加して、同条の規定を適用します。

（注）普通保険約款に付帯された他の特約において、特別な照会または調査および日数が規定されている場合は、その規定を含みます。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における普通保険約款第1章基本条項第16条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

熱中症危険に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、保険期間中に被保険者が急激かつ外來自由日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払います。

傷害死亡保険金支払特約
傷害後遺障害保険金支払特約
傷害入院保険金支払特約
傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
傷害通院保険金支払特約
傷害医療費用補償特約
傷害休業保険金支払特約

(2) (1) に掲げる特約の＜用語の定義＞で規定される「傷害」には、急激かつ外来自由日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

第2条（疾病補償の特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払うべき「疾病」には、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害は含まれないものとします。

疾病入院療養一時金支払特約
疾病入院医療費用補償特約

細菌性食中毒等に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、保険期間中に被保険者が身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を生じたときには、次に掲げる特約に規定する保険金を支払います。

傷害死亡保険金支払特約
傷害後遺障害保険金支払特約
傷害入院保険金支払特約
傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
傷害通院保険金支払特約
傷害医療費用補償特約
傷害休業保険金支払特約

(2) (1) に掲げる特約の<用語の定義>で規定される「傷害」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含むものとします。

第2条（疾病補償の特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払うべき「疾病」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含まないものとします。

疾病入院療養一時金支払特約
疾病入院医療費用補償特約

第3条（特定感染症危険支払特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、特定感染症危険支払特約（注）に規定する保険金を支払うべき「特定感染症」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含まないものとします。

（注）特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約をいいます。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 繙続契約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約付帯保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする特定感染

症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約付帯保険契約をいいます。

（注）その特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合はその解除日または解約日をいいます。

し 診断	医師（注）による診断をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（注）をいいます。 （注）同法第7章の2第44条の9（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
ほ 保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険事故	この特約においては、特定感染症の発病をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）	
か 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	
そ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）	

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1) の発病の認定は、診断によります。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失。
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序

の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金支払特約および傷害通院保険金支払特約の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその2)

(1) 当会社は、保険責任の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第4条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

適用する割合	=	別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------

第5条 (入院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数 (注)}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者がこの特約または傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第6条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数 (注)}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 当会社は、(1) の規定にかかわらず、前条または傷害入院保険金支払特約の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または傷害通院保険金支払特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第7条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの特約の規定に基づき支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて、次の額をもって限度とします。

限度額	=	保険金額	-	傷害後遺障害保険金支払特約第1条(保険金を支払う場合)および第4条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額
-----	---	------	---	---

第8条 (他の特約による支払保険金に関する特則)

(1) 傷害死亡保険金支払特約の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から傷害後遺障害保険金支払特約第1条(保険金を支払う場合)および第4条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支

払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

- (2) 傷害後遺障害保険金支払特約の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から傷害後遺障害保険金支払特約第1条（保険金を支払う場合）および第4条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、傷害入院保険金支払特約に規定する入院保険金を支払いません。
- (4) 第5条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、傷害通院保険金支払特約に規定する通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに傷害通院保険金支払特約の規定による通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、傷害通院保険金支払特約に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（事故発生時の義務等）

被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第10条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第1条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時
 - イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ウ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第9条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断のために要した費用（注）は、当会社が負担します。

（注）収入の喪失を含みません。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

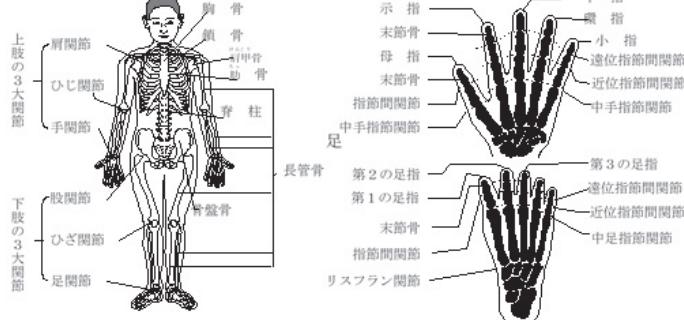
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったのとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	100%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したのとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができ	59%

	ないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）		
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すものの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%	
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの		34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すものの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すものの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すものの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すものの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったものの		20%

	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したるもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったものの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%	(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜態を残すもの	10%	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまづげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまづげはげを残すもの	7%	注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。 注2 関節等の説明図

別表2 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○



3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 被保険者の印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）

第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）

当会社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の＜用語の定義＞に規定する「特定感染症」に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

傷害入院保険金および傷害手術保険金支払対象期間延長特約（730日用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 傷害通院保険 金支払事由	傷害通院保険金支払特約第1条（保険金を支払う場合）（1）または（2）に規定する傷害通院保険金の支払事由をいいます。
傷害入院保険 金支払限度日 数	傷害入院保険金支払特約第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する傷害入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。
傷害入院保険 金支払事由	傷害入院保険金支払特約第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する傷害入院保険金の支払事由をいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

第1条（傷害入院保険金の支払限度日数および支払対象期間の延長）

（1）当会社は、この特約により、被保険者が保険事故の発生の日からその

日を含めて180日以内に傷害入院保険金支払事由に該当することになった場合に、傷害入院保険金を支払います。

（2）傷害入院保険金支払特約第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、傷害入院保険金支払限度日数は730日とします。ただし、当会社は、いかなる場合においても、保険事故の発生の日からその日を含めて730日を経過した後の入院に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

第2条（傷害手術保険金の支払対象期間の延長）

（1）当会社は、この特約により、被保険者が、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当することとなった場合において、傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第1条（保険金を支払う場合）に規定する手術を受けたときに、傷害手術保険金を支払います。ただし、1保険事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

① 傷害入院保険金支払事由に該当する場合

② 傷害通院保険金支払事由に該当する場合。この場合において、傷害通院保険金がこの特約が付帯された保険契約の補償の対象であるか否かを問いません。

（2）傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が、保険事故の発生の日からその日を含めて730日以内に受けた手術に対して、傷害手術保険金を支払います。

（3）この特約が付帯された保険契約に傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）が付帯されている場合は、この特約の規定をそれぞれ次のとおり変更します。

① （1）および（2）の規定中「傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）」とあるのは、「傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）」と読み替えます。

② （1）②の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

他の保険契約からの継続に関する特約

第1条（特約の適用）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款に次に掲げる特約が付帯されている場合において、他の保険契約（注）の保険期間の末日または解除日をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、その他の保険契約（注）を継続前の保険契約とみなして、それぞれの特約の＜用語の定義＞で定義する「継続契約」の規定を適用します。

傷害休業保険金支払特約

疾病入院療養一時金支払特約

疾病入院医療費用補償特約

（注）保険証券記載の他の保険契約をいいます。

第2条（保険期間と支払責任の関係に関する特則）

前条の規定による他の保険契約に付帯された同種の特約における保険期間と支払責任の関係に関する規定において、保険期間の開始時より「1年」を経過した後に生じた保険金を支払うべき事由についてはその原因となった疾病等が保険期間の開始時以後に被ったものとみなす旨の規定がある場合、前条に掲げる特約においても、その規定を準用します。

第3条（支払条件の変更があった場合における保険金算出方法に関する特則）

前条の規定が適用される特約については、それぞれ次に掲げる規定中「2年前の応当日以前」とあるのは「1年前の応当日以前」と読み替えて適用します。

特約名	該当規定
疾病入院療養一時金支払特約	第5条（疾病入院療養一時金の支払）(5)
疾病入院医療費用補償特約	第10条（疾病入院医療費用保険金の支払額）(3)

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

集団扱特約（生命保険セット用）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し し し せ せ せ ね は ふ ほ	<p>集金契約 「保険料集金に関する契約書（集団扱契約用）」による保険料集金契約をいいます。</p> <p>集金者 当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。</p> <p>集金日 集金契約に定める集金日をいいます。</p> <p>集団 当会社の承認する集団をいいます。</p> <p>初回保険料 保険料を一括して払い込む場合は、年額保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。</p> <p>生命保険会社 保険業法第2条（定義）第3項に規定する生命保険会社をいいます。</p> <p>生命保険契約 生命保険会社が引受ける生命保険契約をいいます。</p> <p>生命保険契約日 生命保険契約の保険期間の起算日をいいます。</p> <p>年額保険料 この保険契約に定められた総保険料をいいます。</p> <p>払込期月 生命保険契約において払込期月の基準日（注1）の属する月をいいます。 (注1) 払込期月の基準日とは、生命保険契約の保険料の払込方法に応じて、次に掲げる応当日（注2）をいいます。 ア. 保険料を年払の方法で払い込む場合は、契約応当日（注3） イ. 半年払の方法で払い込む場合は、生命保険契約日の半年ごとの応当日 ウ. 月払の方法で払い込む場合は、生命保険契約日の毎月の応当日 (注2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。 (注3) 生命保険契約日の毎年の応当日をいいます。</p> <p>分割保険料 年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。</p> <p>保険年度 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日</p>

み	未払保険料	応当日から1年間をいいます。 保険年度ごとに、その保険年度の総保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた保険料をいいます。
---	-------	--

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令 (公布年／法令番号)
ほ 保険業法（平成7年法律第105号）

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者および被保険者が、この特約が付帯された保険契約と組み合わされる生命保険契約の保険契約者および被保険者と同一の者であること。
 - ② 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団
 - イ. 集団の役員
 - ウ. 集団の構成員
 - エ. 集団の構成員の役職員
 - ③ 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ④ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

- (2) この特約が付帯された保険契約と組み合わされる生命保険契約の申し込みが、生命保険会社において承諾されなかった場合には、この特約が付帯された保険契約は無効とします。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時にまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回目以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者は、第2回目以降の分割保険料を集金契約に定める集金日までに集金者に払い込まなければなりません。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条（2）に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、年額保険料領収前の保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、年額保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条（3）に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条（3）①の初回分割保険料領収前の保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条（保険責任の始期および終期の特則）

- (1) 保険契約者が初回保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者

を経て払い込む場合は、この特約が付帯された保険契約の保険責任の始期および終期は、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定にかかるままで、次によります。

① 開始時間	集金者が集金した日または集金者の指定する口座へ払い込まれた日の属する月の翌月1日の午前0時に始まります。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1) ①の規定にかかるままで、この特約が付帯された保険契約が、有効に継続中の生命保険契約に組み合わされ、かつ、その生命保険契約の第2回目以降の保険料の払込みが期月入金型（注1）の場合には、この特約が付帯された保険契約の保険責任の始期は、次によります。

開始時間	初回保険料を集金者が集金した日または集金者の指定する口座へ払い込まれた日の属する月の生命保険契約日の応当日（注2）の午前0時に始まります。
------	---

（注1）生命保険契約の第2回目以降の保険料の払込みをその保険料の払込期月の初日から末日までに行うとする払込みの型をいいます。

（注2）応当日がない場合は、その月の末日とします。

(3) (1) または(2) の規定にかかるままで、次に掲げるいずれかの日から保険期間の初日の前日までの間に当会社が保険金を支払うべき保険事故が生じた場合には、それぞれに掲げる日の午前0時から当会社の保険責任は始まるものとし、その日を保険期間の初日に改めます。この場合には、改められた保険期間の初日を保険期間その他この保険契約における期間の計算の基準とします。

① 預金口座振替の手続により集金者の指定する口座に初回保険料を払い込む場合は、保険契約者が指定する預金口座から初回保険料が引き落された日

② 預金口座振替以外の手続により集金者へ初回保険料を払い込む場合は、集金者が集金した日または集金者の指定する口座に着金した日

(4) 預金口座振替の手続により集金者の指定する口座へ払い込まれた初回保険料が、集金者により実際に当会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその初回保険料の払込みが取り消された場合には、初回保険料の払込みがなかったものとし、その初回保険料について、当会社は、保険契約上の保険責任を負いません。

第5条（集団との取り決めによる取扱い）

前条（1）の規定について、当会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

第6条（第2回目以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

(1) 第2条（保険料の払込み）(4) の規定にかかるままで、第2回目以降の分割保険料の払込みについては、集金日の属する月の翌々月末日までを猶予期間とします。

(2) (1) の分割保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(3) (2) の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款等の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分に従い、当会社に払い込まれなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
普通保険約款第1章基本条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の）	集金者を経ることなく、その全額を一

場合）(1) ①の規定により、当会社が請求した時に払い込むものとします。

(2) 当会社は、保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (2) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(4) (2) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

(5) (1) の規定により追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) 普通保険約款第1章基本条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合）(1) ②の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(7) 保険契約者が(6) の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合、その事実に応じた集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②または③については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、その効力を失いません。

事実	集金不能日
① 集金契約が解除された場合	その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日
② 集金者の責に帰すべき事由により、年額保険料または初回分割保険料が集金日の属する月の翌月末日までに集金されなかった場合	その事実が発生した日
③ 集金者の責に帰すべき事由により、第2回目以降の分割保険料が集金日の属する月の翌々月末日までに集金されなかった場合	
④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合	
(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。	
(3) この特約が付帯された保険契約のうち、この特約（注1）が継続して	

1年以上付帯された保険契約（注2）について、当会社と集団とが特に取り決めを行った場合は、構成員等（注3）でなくなった場合でも、同一の集金者を経て保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者は、構成員等（注3）とみなして取り扱います（注4）。

（注1）この特約と同種と認められる特約を含みます。

（注2）この特約が付帯された保険契約と組み合わされる生命保険契約に、この特約と同種と認められる特約が継続して1年以上付帯されているものを含みます。また、いずれの場合も、同一の集金者を経て保険料を払い込むものに限ります。

（注3）集団、集団の役職員ならびに集団の構成員および集団の構成員の役職員をいいます。

（注4）（2）の人数には含めません。

（4）（1）①もしくは④の事実が発生した場合は（2）の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対してその旨を書面により通知します。

第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（未払込保険料領収前の事故）

（1）当会社は、前条に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、第9条（特約の失効または解除）（1）①から④までの事実による失効および同条（2）の解除ごとに、それぞれ次に掲げる間に生じた損害については、保険金を支払いません。

① 第9条（1）①、③および④の事実の場合は、その集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間

② 第9条（1）②の事実の場合は、保険期間の開始日または各保険年度の保険期間の初日応当日から未払込保険料の全額を領収するまでの間

③ 第9条（2）の解除の場合は、この特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間

（2）に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約は、第9条（特約の失効または解除）（1）①から④までの事実による失効および同条（2）の解除ごとに、それぞれ次に掲げる時から効力を失います。

① 第9条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日

② 第9条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日の属する月の翌々月1日

（3）（2）の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

（1）第9条（特約の失効または解除）（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

（2）保険契約者は、当会社の承認を得て、（1）以外の払込方法とすることができます。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

集団扱における保険責任の始期に関する特約（生命保険セット用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、集団扱特約（生命保険セット用）（注）が適用されており、保険契約者が初回保険料を集金者を経て払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

（注）以下「集団扱特約」といいます。

第2条（保険責任の始期および終期の特則）

（1）この特約が付帯された保険契約の保険責任の始期および終期は、集団扱特約第4条（保険責任の始期および終期の特則）の規定にかかわらず、次によります。

① 開始時間	次に掲げる日のいずれか遅い日の属する月の翌月1日の午前0時に始まります。 ア. この保険契約の申込みを受けた日 イ. この保険契約と組み合わされる生命保険契約の被保険者についての告知の日
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

（2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる日のいずれか遅い日から保険期間の初日の前日までの間に当会社が保険金を支払うべき保険事故が生じた場合には、それぞれに掲げる日のいずれか遅い日から当会社の保険責任は始まるものとし、その日を保険期間の初日に改めます。この場合には、改められた保険期間の初日を保険期間その他この保険契約における期間の計算の基準とします。

① この保険契約の申込みを受けた日
② この保険契約と組み合わされる生命保険契約の被保険者についての告知の日

（3）（2）の場合であっても、当会社は、この保険契約の申込みを受けた時またはこの保険契約と組み合わされる生命保険契約の被保険者についての告知の時のいずれか遅い時より前に生じた保険事故による損害等に對しては、保険金を支払いません。

第3条（初回保険料の払込猶予および保険契約の効力）

（1）初回保険料の払込みについては、集団扱特約第2条（保険料の払込み）（2）および（3）の規定にかかわらず、次に掲げる日のいずれか遅い日の属する月の3か月後の末日までを猶予期間とします。

① この保険契約の申込みを受けた日
② この保険契約と組み合わされる生命保険契約の被保険者についての告知の日

（2）（1）の初回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、この保険契約は無効とします。

第4条（継続に関する特約との関係）

この特約が付帯された保険契約が、これに付帯された保険契約の自動継続に関する特約（集団扱契約（生命保険セット用））の規定により継続された場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、集団扱特約の規定を準用します。この場合において、集団扱特約第5条（集団との取り決めによる取扱い）の規定中「前条（1）の規定」とあるのは

「集団扱における保険責任の始期に関する特約（生命保険セット用）第2条（保険責任の始期および終期の特則）（1）の規定」と読み替えて適用するものとします。

集団扱における追加保険料の払込みに関する特約（生命保険セット用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
お 覚書	「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」をい います。
し 集金契約	集団扱特約<用語の定義>に規定する集金契約を いいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をい います。
集金不能日	集団扱特約第9条（特約の失効または解除）（1） に定める集金不能日をいいます。
集団扱特約	集団扱特約（生命保険セット用）をいいます。
み 未払込保険料	その保険年度の追加保険料の総額およびその保険 年度の総保険料から既に払い込まれたその保険年度 の保険料の総額を差し引いた保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に集団扱特約が適用されていること。
- ② 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。

第2条（この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者はまたは被保険者は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める訂正の申出または通知を行う場合は、当会社が承認するときに限り、書面、電話またはファクシミリ等の当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行うことができます。
- (2) 保険契約者はまたは被保険者が（1）の訂正の申出または通知を行い、当会社が普通保険約款第1章基本条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務等の場合）の規定に従い追加保険料を請求した場合は、集団扱特約第7条（追加保険料の払込み）（1）および（6）の規定にかかわらず、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (3) (2) の追加保険料は、当会社の定める次のいずれかの方法により払い込むものとします。
 - ① 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 - ② 追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込む方法

第3条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた追加保険料については、領収した追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してこれを発行しません。

第4条（特約の失効または解除）

- (1) 集団扱特約第9条（特約の失効または解除）（1）の規定により集団扱特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。
- (2) 集団扱特約第9条（特約の失効または解除）（2）の規定により集団扱特約が解除された場合には、この特約も解除します。

第5条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保

料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、前条（1）または（2）の規定により、この特約が効力を失ったまたは解除された場合で、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、保険契約は、それぞれ次に掲げる時から効力を失します。

- ① 前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の属する月の翌々月1日
- ② 前条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、この特約の解除日の属する月の翌々月1日

- (4) (3) の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、集団扱特約の規定を準用します。

集団扱における初回保険料の払込みに関する特約（生命保険セット用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、集団扱特約（生命保険セット用）（注）が適用されており、保険契約者が初回保険料を集金者を経て払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

（注）以下「集団扱特約」といいます。

第2条（保険責任の始期および終期の特則）

- (1) この特約が付帯された保険契約の保険責任の始期および終期は、集団扱特約第4条（保険責任の始期および終期の特則）の規定にかかわらず、次によります。

① 開始時間	変換基準日（注1）の属する月の翌月1日の午前0時（注2）に始まります。 (注1) この保険契約と組み合わされる生命保険契約で定められた変換基準日をいいます。以下、この特約において同様とします。 (注2) 変換基準日が1日の場合は、変換基準日と同日の午前0時とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) (1) の規定にかかわらず、変換基準日から保険期間の初日の前日までの間に当会社が保険金を支払うべき保険事故が生じた場合には、変換基準日からこの保険契約の保険責任は始まるものとし、その日をこの保険契約の保険期間の初日に改めます。この場合には、改められた保険期間の初日を保険期間その他この保険契約における期間の計算の基準とします。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、集団扱特約第2条（保険料の払込み）の規定にかかわらず、初回保険料を集金契約に定めるところにより、集金日までに集金者に払い込まれなければなりません。

- (2) (1) の規定にかかわらず、初回保険料の払込みについては、集金日の属する月の翌々月末日までを猶予期間とします。

- (3) 初回保険料が、(2) の猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第4条（疾病補償特約の継続に関する特則）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款に次に掲げる特約が付帯

されている場合には、変換基準日の前日が保険期間の末日または解除日となる契約（注）を、それぞれの特約の用語の定義で定義する「継続契約」の規定にかかわらず、「継続契約」とみなしてそれぞれの特約の規定を適用します。

傷害休業保険金支払特約
疾病入院療養一時金支払特約
疾病入院医療費用補償特約

（注）保険証券記載の他の保険契約をいいます。

第5条（他の保険契約からの継続に関する特則）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款に他の保険契約からの継続に関する特約が付帯されている場合には、同特約第1条（特約の適用）の規定にかかわらず、他の保険契約（注）を継続前の保険契約とみなします。

（注）保険証券記載の他の保険契約をいいます。

第6条（継続に関する特約との関係）

この特約が付帯された保険契約が、これに付帯された保険契約の自動継続に関する特約（集団扱契約（生命保険セット）用）の規定により継続された場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、集団扱特約の規定を準用します。この場合において、集団扱特約第9条（特約の失効または解除）（1）②の規定中、「翌月末日まで」とあるのを「翌々月末日まで」と読み替えて適用します。

保険契約の自動継続に関する特約（集団扱契約（生命保険セット）用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、集団扱特約（生命保険セット用）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

（1）この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

（注）第5条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

（2）（1）の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することができます。

（3）（1）および（2）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の保険料および払込方法）

（1）継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

（2）保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、次に掲げる集金日までに、集金者に払い込まれなければなりません。

① 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、継続前契約の年額保険料を払い込んだ日の属する月の翌年の応当月の集金日

② 保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む場合は、継続契約の初回分割保険料は継続前契約において定められた最後の集金日の属する月の翌月の集金日、第2回以降の分割保険料はその翌月以降の毎月の集金日

第4条（継続契約の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

（1）前条（2）の規定にかかわらず、継続契約の保険料の払込みについては、同条（2）に定める集金日の属する月の翌々月末日までを猶予期間とします。

（2）継続契約の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

（3）（2）の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第5条（継続契約に適用される制度・料率等）

（1）この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第2条（保険契約の継続）（1）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

（2）（1）の規定により第3条（継続契約の保険料および払込方法）および前条に相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第2条（保険契約の継続）（1）の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

（1）保険契約者は被保険者になる者は、第2条（保険契約の継続）（1）および（2）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）継続前契約の告知事項について、普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）（3）③の規定による訂正に基づく変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。

（2）当会社は、保険契約継続の際、保険契約者は被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が、保険契約継続の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者は被保険者が、保険事故によって損害等を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるとき限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した損害等については適用しません。

第8条（普通保険約款等の読み替え）

この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのを「保険証券等」と読み替えて適用します。

第9条（特約の失効または解除）

集団扱特約（生命保険セット用）第9条（特約の失効または解除）の規定により、集団扱特約（生命保険セット用）が効力を失った場合または当会社が集団扱特約（生命保険セット用）を解除した場合には、この特約も効力を失います。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、集団扱特約（生命保険セット用）の規定を準用します。

法人等契約の保険金受取人指定に関する特約

当会社は、この特約により、この保険契約に付帯された下欄に掲げる特約の規定にかかわらず、その付帯されている特約に基づいて支払われる保険金についても傷害死亡保険金支払特約の死亡保険金受取人に支払います。

傷害死亡保険金支払特約
傷害後遺障害保険金支払特約
傷害入院保険金支払特約
傷害手術保険金支払特約（対象手術表型）
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
傷害通院保険金支払特約
傷害医療費用補償特約
傷害休業保険金支払特約
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約
疾病入院療養一時金支払特約
疾病入院医療費用補償特約

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第1章基本条項第22条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合

書面省略特約（生命保険セット用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約において、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当会社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第2条（電子通信手段による告知または同意）

被保険者は、次の①または②のいずれかの告知または同意を行なう場合、カメラ機能および電子メール機能がある携帯電話、スマートフォン等の移

動体通信端末機器、タブレット型端末等の携帯式電子事務機器またはパソコン等の情報処理機器等の手段により、TV電話、カメラ撮影によるソフトウェア等を使った方法により本人確認を行い、電磁的方法により行なうものとします。

- ① 告知事項への告知

- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約におけるその被保険者の同意

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険証券・重要事項説明書と一緒に、この約款を大切に保管してください。

弊社からご契約者のみなさまへのお願い

次のような場合、弊社までご連絡をお願いします。

ご契約内容に次のような変更が発生したときは…

- (1) ご契約者の住所が変更になったとき
- (2) ご契約内容の変更をご希望されるとき

事故にあわれたときは…

すぐに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
また弊社の承認がないまま、賠償金等を支払われた
場合には、約款の規定により保険金のお支払いが円滑
に進まなくなる場合があります。